

高萩市一般廃棄物処理基本計画

平成 29 年 3 月



高萩市

目 次

第1章 計画の基本的事項.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	1
第3節 計画の基本的事項.....	3
第4節 地域の概況.....	4
第2章 ごみ処理の現状.....	10
第1節 ごみ処理の現状.....	10
第2節 ごみの排出状況.....	16
第3節 ごみに関する意識調査.....	29
第4節 ごみ処理政策の動向.....	34
第5節 ごみ処理の課題.....	37
第3章 ごみ処理基本計画.....	42
第1節 ごみの将来予測.....	42
第2節 ごみ処理の基本理念と方針.....	47
第3節 排出抑制計画.....	51
第4節 再使用・再生利用計画.....	53
第5節 収集運搬計画.....	55
第6節 中間処理計画.....	57
第7節 最終処分計画.....	58
第8節 その他の計画.....	59
第4章 生活排水処理基本計画.....	60
第1節 生活排水処理の現状.....	60
第2節 し尿・汚泥処理の現状.....	65
第3節 水質保全に関する状況.....	66
第4節 生活排水処理の課題.....	67
第5節 生活排水処理基本計画.....	68
第6節 施設の整備計画.....	71
第7節 し尿・汚泥の処理計画.....	73
第8節 広報・啓発活動.....	74
第5章 計画の推進.....	75
第1節 計画の推進体制.....	75
第2節 計画の進行管理.....	75
用語解説.....	77

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

私たちは豊かで便利な生活を得ると同時に、大量の廃棄物を発生させており、資源の枯渇や地球温暖化など様々な問題を引き起こしています。

国は、こうした社会情勢を踏まえ、循環型社会の構築を目的として、平成12年に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、その後「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）の改正や「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「自動車リサイクル法」、「小型家電リサイクル法」などの各種リサイクル法の整備を行っています。

茨城県では、行政、県民、事業者、民間団体等の各主体が連携した循環型社会の形成を基本理念に掲げ、平成28年3月に「第4次茨城県廃棄物処理計画」を策定しています。

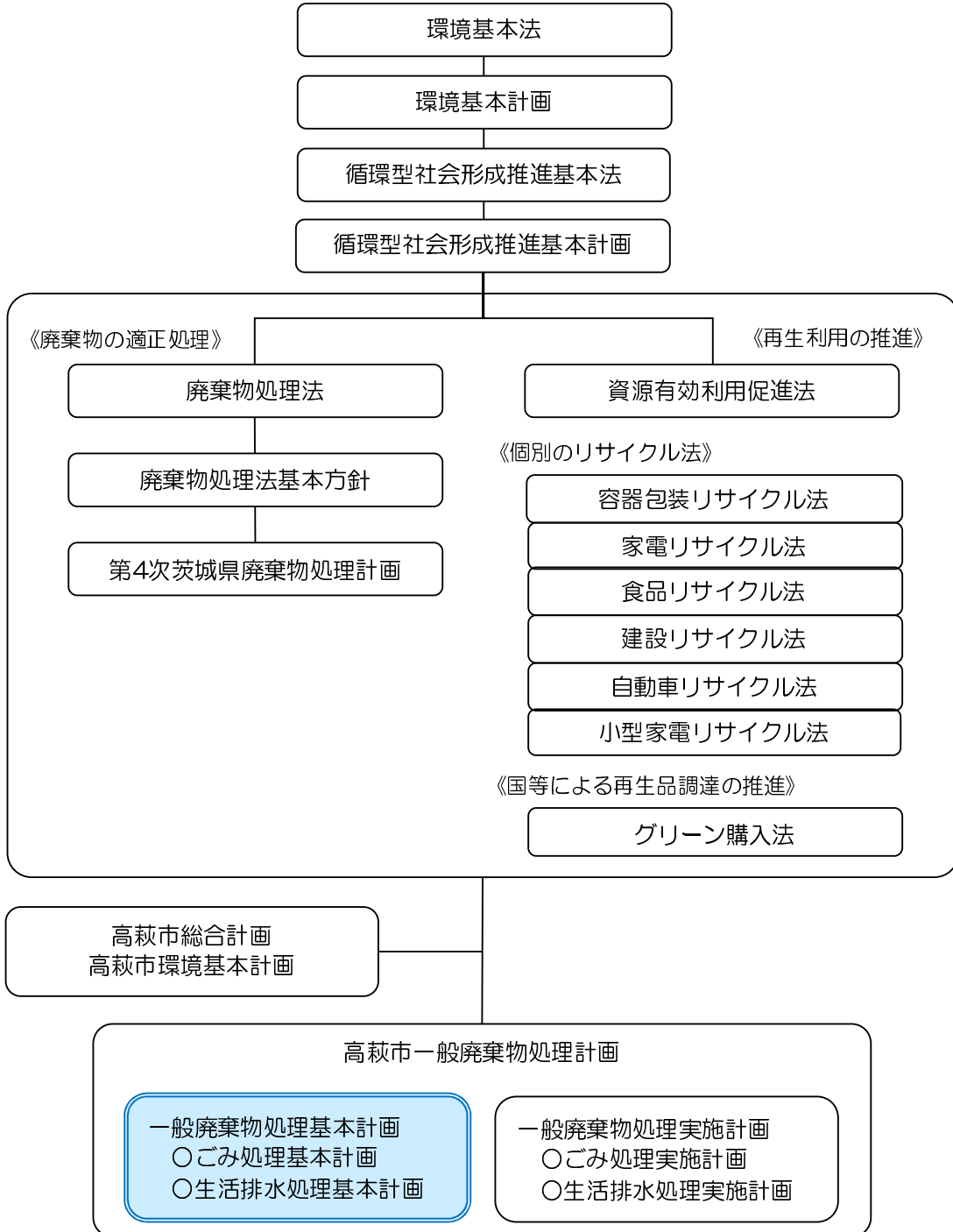
本市では、平成18年度に「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、平成22年1月に改訂を行い、『地域内の資源を有効に利用する循環型社会の形成“リサイクルタウン たかはぎ”』を基本理念に掲げ、循環型社会にふさわしいごみ処理システムの実現を目指し、平成22年度からは、再生可能な資源の有効活用を図るため、プラスチック類を「可燃ごみ」として分別収集することに変更し、再利用による熱回収を行い、また、平成24年4月には高萩市リサイクルセンターを稼働させ、市民、事業者、市が連携しごみの排出抑制、再使用、再利用に取り組んできました。平成28年度が計画の目標年度となることから、今後もごみの排出抑制、再使用、再利用に継続して取り組み、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成を目指し、新たに、「ごみ処理基本計画」、「生活排水処理基本計画」から構成される、『一般廃棄物処理基本計画』（以下、本計画という。）を策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、市内における一般廃棄物の処理に関する事項を定め、循環型社会の実現に向けた基礎となる計画です。

また、上位計画である「第5次高萩市総合計画」や「高萩市環境基本計画」における、一般廃棄物の排出抑制、再使用、再利用、適正処理に関する事項についての施策を具体化して定めるものであり、本市の一般廃棄物の処理に関する最上位計画と位置づけ、総合的・計画的な廃棄物の処理に関する施策を推進するための計画です。

《 計画の位置づけ 》



第3節 計画の基本的事項

1 対象地域

本計画の対象地域は、高萩市全域とします。

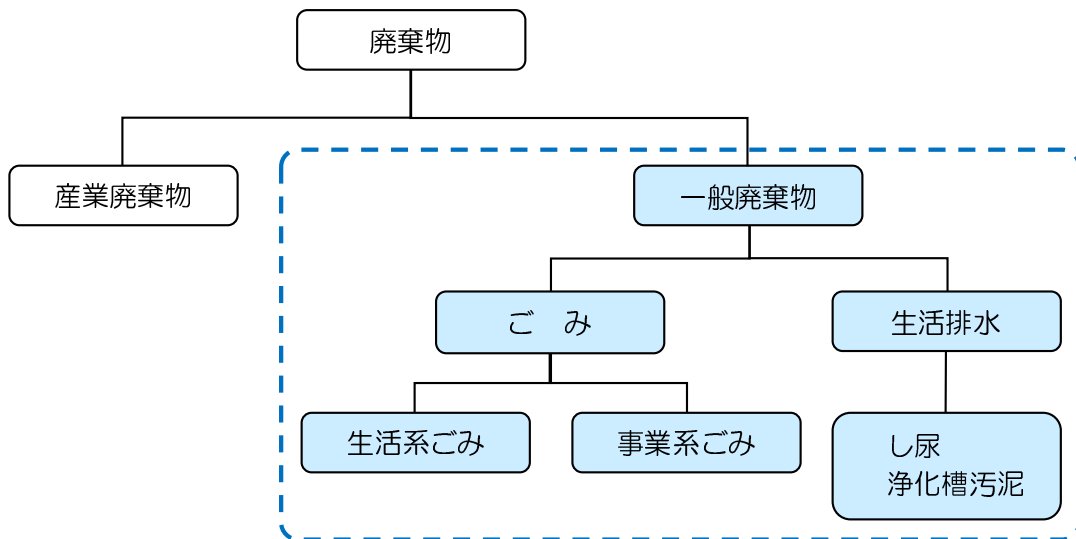
2 計画期間

本計画の期間は、平成29年度(2017年度)から平成38年度(2026年度)の10年間とします。

3 計画の対象とする廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、家庭から排出される「生活系ごみ」と事業活動に伴って発生する「事業系ごみ」、し尿を含む一般廃棄物とします。

《 対象とする廃棄物の範囲 》



第4節 地域の概況

1 地勢

本市は、茨城県北東部に位置し、東は太平洋に面し、西は常陸太田市、南は日立市、北は北茨城市、福島県東白川郡塙町に接しています。

首都東京から 150km 圏内にあり、県庁所在地の水戸市の北約 45km に位置しています。

面積は、193.58km²、東西 17.6km、南北 20km で、市域の約 85%を山林原野などが占めています。



2 気象

本市の気候は、太平洋に面しているため、県内の内陸部に比べると冬は温暖で夏は涼しくなっています。

《 年別気象の概況 》

区分 年	気温 (°C)			降雨量 (mm)	平均風速 (m/s)	最多風向
	最高	最低	平均			
平成 18 年	30.9	-5.6	13.7	2,019.5	1.9	北北西
平成 19 年	33.9	-3.1	13.7	1,655.5	1.9	北北西
平成 20 年	30.9	-3.1	13.0	1,341.0	1.9	北北西
平成 21 年	34.4	-4.3	14.6	1,545.5	1.9	北北西
平成 22 年	35.1	-5.3	13.3	1,823.0	2.0	北北西
平成 23 年	33.4	-6.0	12.8	1,485.0	2.0	北北西
平成 24 年	32.8	-6.4	13.0	1,302.0	2.1	北北西
平成 25 年	33.1	-6.8	12.7	1,356.0	2.1	北北西
平成 26 年	33.1	-8.5	11.5	1,870.0	2.1	北北西
平成 27 年	32.5	-7.4	12.1	1,457.5	2.0	北北西

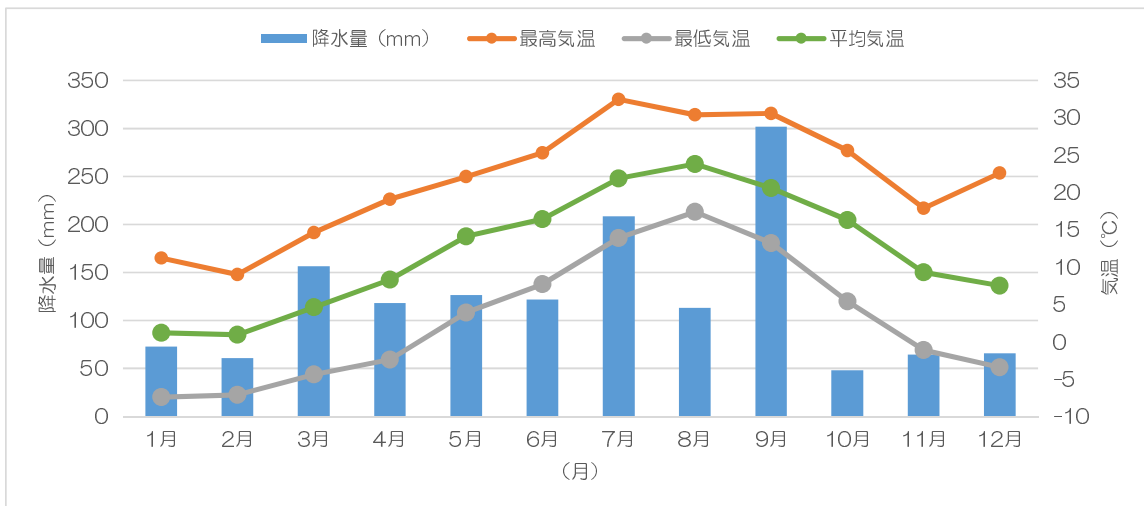
出典：統計たかはぎ 平成 27 年版

《 平成 27 年月別気象の概況 》

区分 月	気温 (°C)			降雨量 (mm)	平均風速 (m/s)	最多風向
	最高	最低	平均			
1月	11.2	-7.4	1.2	72.5	2.3	北北西
2月	9.0	-7.1	0.9	60.5	2.3	北北西
3月	14.6	-4.4	4.6	156.5	2.1	北北西
4月	19.1	-2.4	8.3	118.0	2.0	北北東
5月	22.1	3.9	14.1	126.5	1.9	南南東
6月	25.3	7.7	16.4	122.0	1.8	南南東
7月	32.5	13.9	21.9	208.5	1.6	南南東
8月	30.4	17.4	23.8	113.0	1.9	北
9月	30.6	13.2	20.6	302.0	1.7	南南西
10月	25.6	5.4	16.3	48.0	2.1	北北西
11月	17.9	-1.1	9.3	64.5	1.8	北北西
12月	22.6	-3.4	7.5	65.5	1.9	北北西

出典：統計たかはぎ 平成 27 年版

《 平成 27 年月別気温・降雨量 》

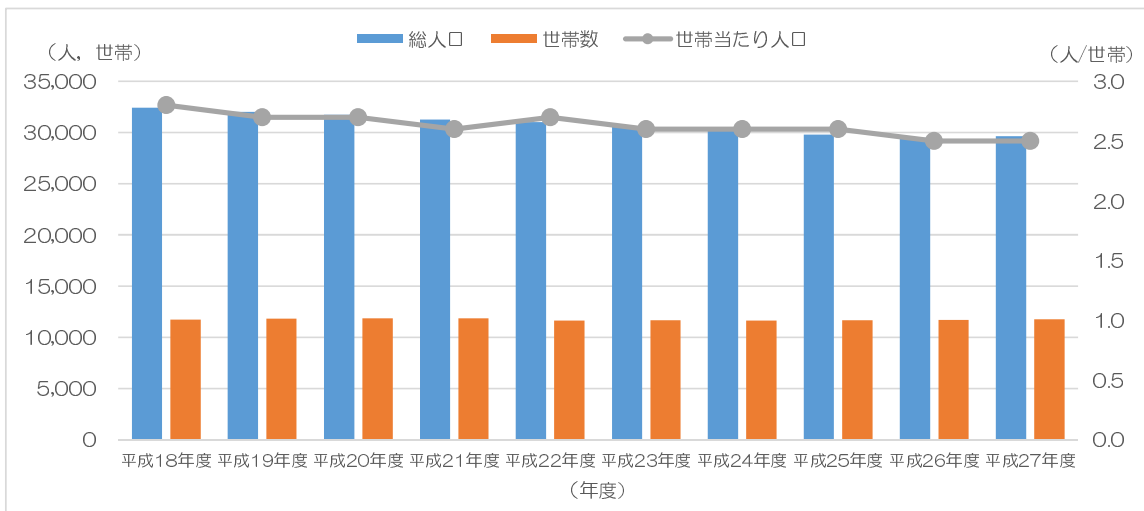


3 人口

本市の人口は減少傾向、世帯数は横ばい、1世帯あたりの人員は減少傾向で推移しています。

《 人口、世帯数の推移 》

	人口（人）	世帯数（世帯）	1世帯あたりの人員 （人/世帯）
平成18年	32,438	11,740	2.8
平成19年	32,022	11,808	2.7
平成20年	31,746	11,878	2.7
平成21年	31,274	11,867	2.6
平成22年	31,017	11,661	2.7
平成23年	30,592	11,676	2.6
平成24年	30,226	11,648	2.6
平成25年	29,815	11,675	2.6
平成26年	29,481	11,708	2.5
平成27年	29,638	11,751	2.5



出典：統計たかはぎ 平成27年版

4 産業

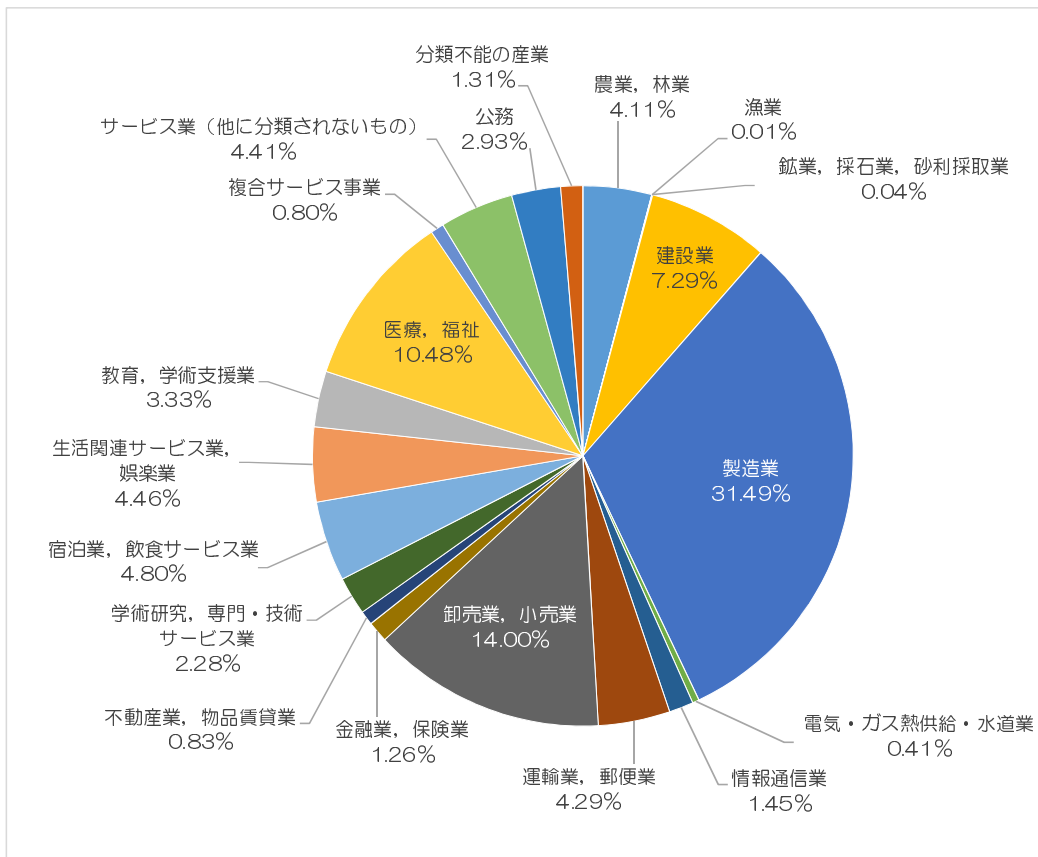
本市の産業別就業者数の割合は、製造業が最も多く、次いで卸売業、小売業となっています。

《 産業別就業者の推移 》

単位：人

	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	総就業者数
平成12年	917	7,131	8,494	17	16,559
平成17年	609	5,950	8,423	210	15,192
平成22年	583	5,496	7,894	186	14,159

《産業別就業者数割合：平成22年》



出典：統計たかはぎ 平成27年版

5 土地利用状況

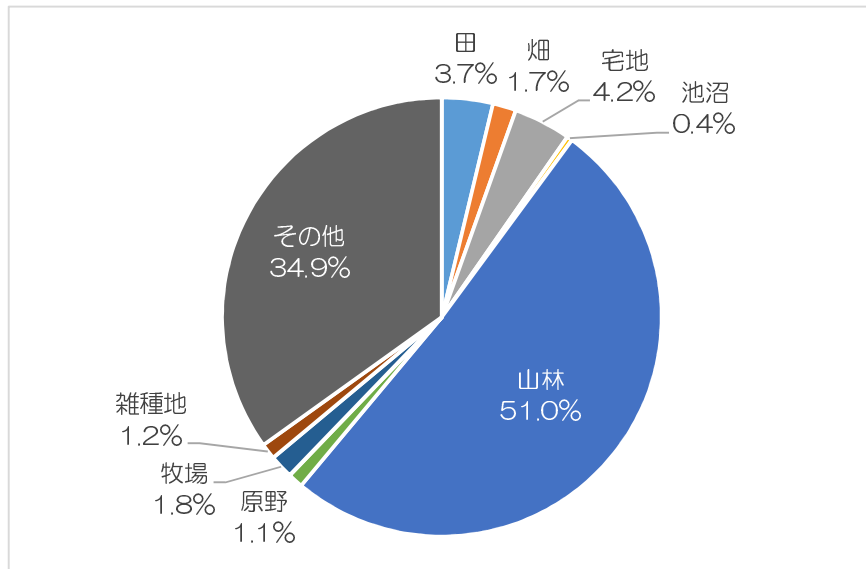
本市の土地利用面積は、大きな変動はなく、山林が約 5 割を占めています。

《 土地利用面積の推移 》

単位：ha

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
田	727	726	725	724	724
畑	332	334	334	332	331
宅地	817	818	819	822	820
池沼	75	76	76	76	76
山林	9,815	9,845	9,844	9,869	9,871
原野	213	215	215	215	215
牧場	357	357	357	339	339
雑種地	253	232	233	223	226
その他	6,776	6,762	6,762	6,758	6,756
総面積	19,365	19,365	19,365	19,358	19,358

《 土地利用面積の割合：平成 28 年 》



出典：統計たかはぎ 平成 27 年版

6 関連計画

6-1 高萩市総合計画

本市では、みんなが安全で安心して暮らせ、活力と元気が生まれる市民のためのまちづくりを、市民とともに進めることで、だれもが快適に満足して暮らせる都市になることを目指し、“まちの安全・ひとの安心・しごとの活力 快適生活都市 高萩”を将来像に掲げ、平成28年度を初年度とし目標年次を平成32年度とした第5次高萩市総合計画を推進しています。

第5次高萩市総合計画は、基本構想と基本計画からなり、6つの基本政策を掲げ、それぞれに施策を推進しています。

基本政策4 快適を見守る「生活環境」において、4-2 循環型社会でめざす姿として、廃棄物の排出を抑制し、再資源化に取り組み、最終処分量を減少させることを目指しています。

6-2 高萩市環境基本計画

本市では、多賀山地の山々と見渡す限りの大海原の自然と共生しながら、快適で豊かな環境を次の世代へ引き継いでいくため、一人ひとりが環境と向き合い、市民、事業者、行政が協働して、よりよい環境を創るまちを目指し、“山と海、元気を生み出す豊かな自然と共生し、みんなの手でよりよい環境を創る高萩”を環境の将来像に掲げ、この環境の将来像を実現するため、5つの基本目標を定め施策を推進しています。

基本目標の生活環境“決まりを守り、快適で健康的に暮らせるまち”では、水環境の保全の中で生活排水対策があげられています。

基本目標の循環型社会“ごみを減らし、資源を循環利用するまち”では、ごみの減量化の推進、廃棄物の適正な排出と処理、リサイクルの推進が施策となっており、計画全体を先導していく施策であるリーディングプロジェクトでも、家庭ごみ排出の抑制があげられています。

第2章 ごみ処理の現状

第1節 ごみ処理の現況

1 ごみ処理体制

本市のごみの収集運搬は、家庭系は委託業者に、事業系は許可業者が実施しています。

可燃ごみは、リサイクルセンターに搬入し、その後委託業者により、中間処理及び最終処分しています。

不燃ごみ、粗大ごみ、再生資源は、リサイクルセンターに搬入後、選別、圧縮などの処理後に、資源物は資源化を行う委託業者に、それ以外は最終処分を行う業者に委託しています。

有害ごみは、リサイクルセンターに搬入後、一時保管し資源化を行う業者に委託しています。

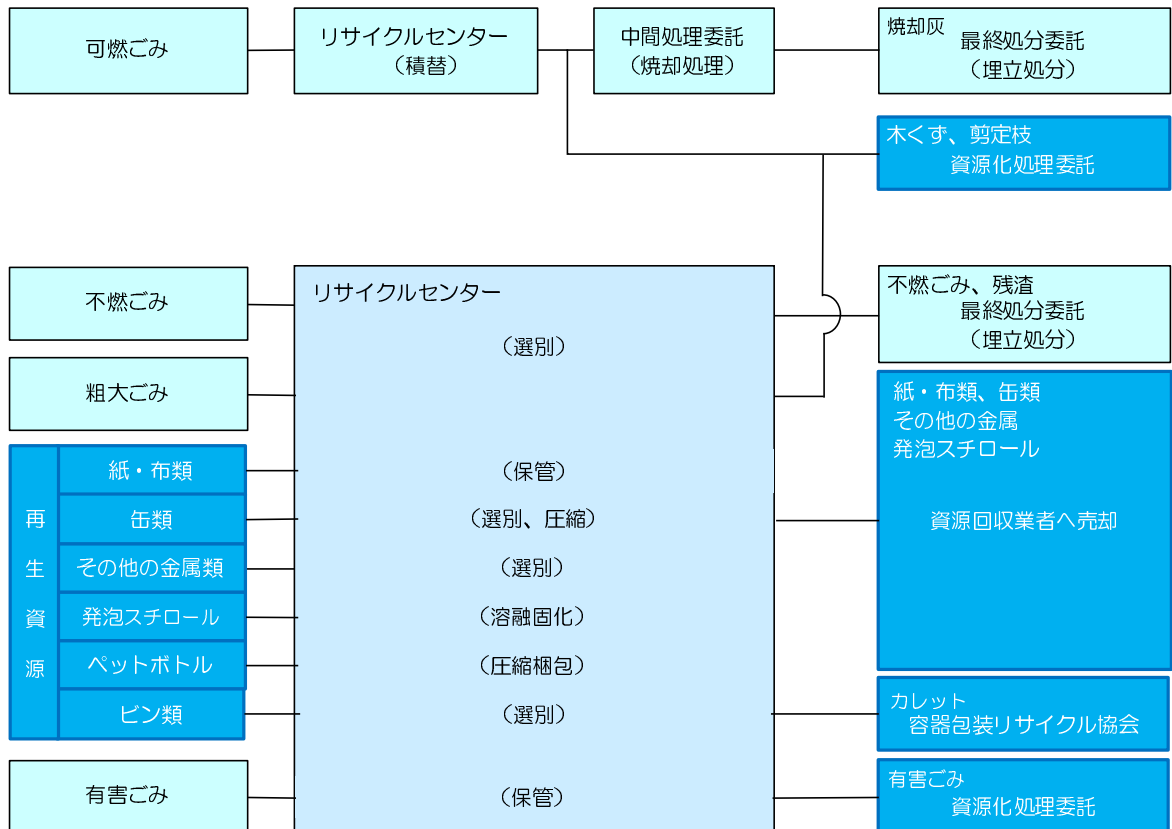
《 ごみ処理体制 》

区 分		可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	有害ごみ	再生資源
収集・運搬	家庭系	委託	委託	委託	委託	委託
	事業系	許可	許可	許可	許可	許可
中間処理		委託	直営	直営	—	直営
資源化		—	—	委託	委託	委託
最終処分		委託	委託	委託	—	—

2 ごみ処理のフロー

本市のごみ処理のフローは、次のようになります。

《 ごみ処理のフロー（平成 28 年 4 月 1 日現在） 》



3 ごみの分別区分

本市のごみは、5種16分別となっています。家庭系ごみ及び事業系ごみとも分別は同じです。

《 ごみの分別区分 》

分 類		主な品目	
可燃ごみ		○生ごみ ○ビニール・プラスチック類 ○資源にならない紙くす類 ○革製品 ○草・枯れ葉類 ○紙おむつ など ○庭木の剪定枝、木製品などを解体したもの など	
不燃ごみ		○陶磁器・ガラス類 ○再生資源にならないビン類 ○傘 など	
粗大ごみ		大 ○幅・奥行・高さの合計が3m以上のもの ○電気器具、家具、寝具 など 中 ○幅・奥行・高さの合計が3m未満のもの (粗大ごみ専用袋に入らないもの) ○電気器具、家具、寝具など 小 ○幅・奥行・高さの合計が3m未満のもの (粗大ごみ専用袋に入るもの)	
再 生 資 源	紙 類	新聞	○新聞、チラシ
		雑紙類	○雑誌 ○包装紙 ○メモ紙 ○菓子などの箱 ○封筒 など
		ダンボール類	○ダンボール
		牛乳パック類	○牛乳パック ○ジュースパック など
	布類	○古着 ○ジャージ ○シャツ ○タオル ○シーツ など	
	缶類	○アルミ缶、スチール缶 ○ビール缶 ○清涼飲料缶 ○アルミ製品 ○缶詰 ○菓子缶 など	
	その他の金属類	○鍋 ○やかん ○フライパン ○鉄製品 ○アルミ製品 など	
	発泡スチロール	○白色トレイ ○電化製品などの梱包材 ○発泡スチロール製で白色のもの など	
	ビン類	茶色のビン	○飲料ビン、食品ビン
		無色のビン	○一升ビン ○ビールビン ○ウィスキービン
その他の色のビン		○焼酎ビン ○日本酒ビン	
ペットボトル	○飲料用ペットボトル ○醤油やみりんなどのペットボトル		
有害ごみ		○蛍光灯、電球、乾電池、水銀体温計	

4 ごみの出し方と収集方法

本市の家庭系ごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ（小）、再生資源、有害ごみはステーション方式で、粗大ごみ（大・中）は戸別訪問による収集となります。事業系については、許可業者及び自己搬入となります。

《 家庭系ごみの出し方と収集方法 》

分 類		出し方	収集方式	収集頻度		
可燃ごみ		可燃ごみ専用袋に入れる。 木枝類は太さ 6cm 以内、長さ 50cm 以内にし、直径 30cm 程度に束ねる。	ごみ集積所	週 2 回		
不燃ごみ		不燃ごみ専用袋に入れる。	ごみ集積所	月 1 回		
粗大ごみ		大 中 リサイクルセンターに事前に申し込み、粗大ごみ処理券を貼る。 小 粗大ごみ専用袋に入れる。	戸別訪問 ごみ集積所	— 月 1 回		
再 生 資 源	紙 類	新聞	種類ごとに束ねる。	ごみ集積所	週 1 回	
		雑紙類				
		ダンボール類				
		牛乳パック類				洗って開いて乾かして束ねる。
	布類	ヒモで十字に束ねる。	ごみ集積所	週 1 回		
	缶類	透明・半透明の袋に入れる。				
	その他の金属類	透明・半透明の袋に入れる。 入らないもの（2m 以下）は束ねる。				
	発泡スチロール	透明・半透明の袋に入れる。				
	ピン類	茶色のピン			オレンジネットに入れる。	2 週間に 1 回
		無色のピン			白ネットに入れる。	
その他の色のピン		緑ネットに入れる。				
ペットボトル	キャップ、フィルムをはがして、青ネットに入れる。					
有害ごみ		透明・半透明の袋に入れる。	ごみ集積所	月 1 回		

5 ごみ処理手数料

家庭系の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは、ごみ専用袋及びごみ処理券による有料での収集を行っています。リサイクルセンターに自己搬入する場合には、ごみ専用袋及びごみ処理券ではなく、重量に応じ処理手数料が必要となります。

事業系のごみは、重量に応じ処理手数料が必要となります。

《 ごみ処理手数料 》

区 分		手数料	
家庭系ごみ			
可燃ごみ		ごみ専用袋 (赤色半透明)	10ℓ用：7円/枚 20ℓ用：13円/枚 30ℓ用：20円/枚 45ℓ用：30円/枚
		ごみ処理券 (赤色)	30円/枚
不燃ごみ		ごみ専用袋 (黄色半透明)	10ℓ用：7円/枚 20ℓ用：13円/枚 30ℓ用：20円/枚 45ℓ用：30円/枚
粗大ごみ	(大)	ごみ処理券 (緑色)	600円/枚 2枚
	(中)		600円/枚 1枚
	(小)	ごみ専用袋 (緑色半透明)	45ℓ用：300円/枚
再生資源		—	無料
有害ごみ		—	無料
自己搬入		—	200円/10kg
事業系ごみ		—	230円/10kg
自己搬入		—	230円/10kg

6 中間処理施設

6-1 焼却施設

本市では、ダイオキシン類特別措置法の施行に伴い、平成 14 年 12 月に焼却施設の稼働を休止しました。そのため、現在はごみの焼却処理を民間業者に委託しています。

6-2 リサイクル施設

本市では、資源の有効活用に向け平成 24 年 3 月竣工した高萩市リサイクルセンターにおいて資源物の選別や圧縮、異物の除去などを行っています。

《 高萩市リサイクルセンター施設概要 》

設 備	施設規模
空缶選別圧縮設備	0.7t/日
ペットボトル圧縮梱包設備	0.6t/日
ガラスびん選別設備	1.8t/日
発泡スチロール溶融設備	0.2t/日

7 最終処分施設

本市では、平成 16 年 10 月に市所有の最終処分場の埋立を終了してから、不燃ごみ残さや焼却灰などの最終処分を民間業者に委託しています。

第2節 ごみの排出状況

1 ごみの排出量

1-1 ごみの総排出量

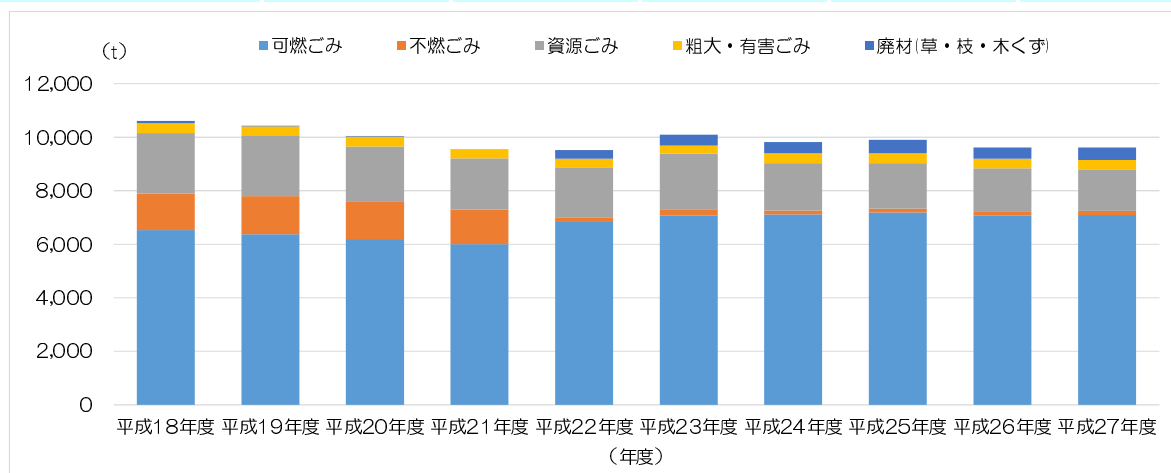
ごみの総排出量は、平成23年度に増加した後、減少傾向で推移しています。これは、東日本大震災後のごみ排出によるものと考えられます。

ごみの種類別では、平成22年度にプラスチック類が不燃ごみから可燃ごみに分別を変更したため、不燃ごみが減り、可燃ごみが増えています。平成24年度以降は、資源ごみは減少傾向で推移し、それ以外は横ばいとなっています。

《 ごみの総排出量の推移 》

単位：t

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
可燃ごみ	6,529	6,371	6,191	6,005	6,866
不燃ごみ	1,356	1,428	1,381	1,286	135
資源ごみ	2,263	2,253	2,085	1,924	1,868
粗大ごみ・有害ごみ	371	355	365	323	329
廃材(草・枝)	96	22	28	11	320
ごみ総排出量	10,615	10,429	10,050	9,549	9,518
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
可燃ごみ	7,081	7,108	7,186	7,087	7,091
不燃ごみ	223	155	145	142	154
資源ごみ	2,083	1,772	1,696	1,598	1,524
粗大ごみ・有害ごみ	296	357	374	367	376
廃材(草・枝)	406	420	492	420	470
ごみ総排出量	10,089	9,812	9,893	9,614	9,615



1-2 家庭系・事業系ごみの量

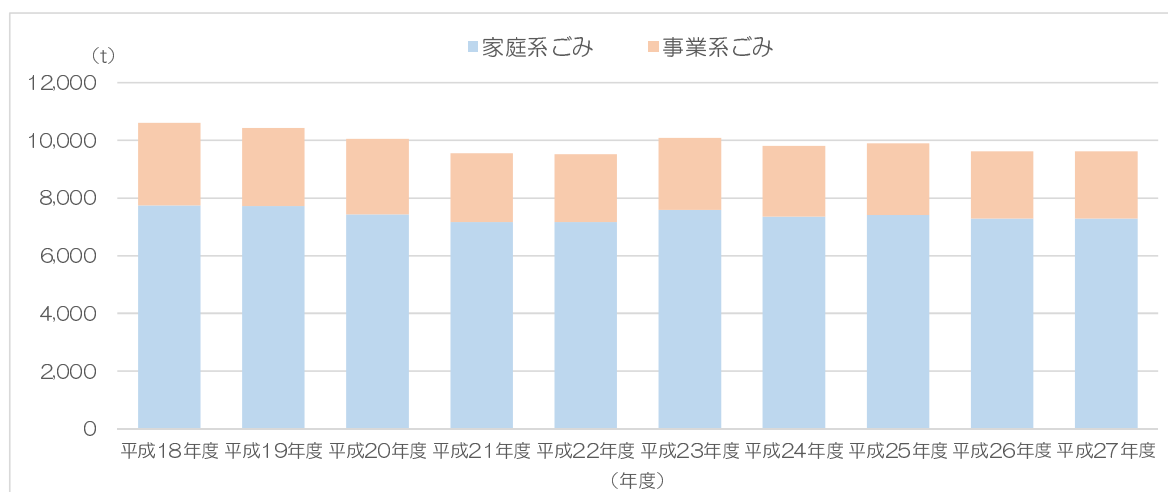
家庭系ごみ及び事業系ごみの量は、ごみの総排出量の推移と同様に平成23年度に増加し、それ以降は減少傾向で推移しています。事業系ごみの収集運搬は、平成24年度から委託収集が廃止されたことに伴い、許可業者と自己搬入となりました。

《 家庭系・事業系ごみの量の推移 》

単位：t

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
家庭系ごみ	7,740	7,718	7,434	7,166	7,168
委託収集	7,064	7,163	6,933	6,708	6,732
自己搬入	676	555	501	458	436
事業系ごみ	2,875	2,711	2,616	2,383	2,350
委託収集	694	666	626	518	532
許可業者	1,373	1,388	1,303	1,245	1,236
自己搬入	808	657	687	620	582

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
家庭系ごみ	7,581	7,362	7,417	7,291	7,281
委託収集	7,162	6,853	6,869	6,727	6,676
自己搬入	419	510	547	564	605
事業系ごみ	2,508	2,450	2,476	2,323	2,334
委託収集	566	—	—	—	—
許可業者	1,258	1,735	1,734	1,679	1,646
自己搬入	683	715	742	644	687

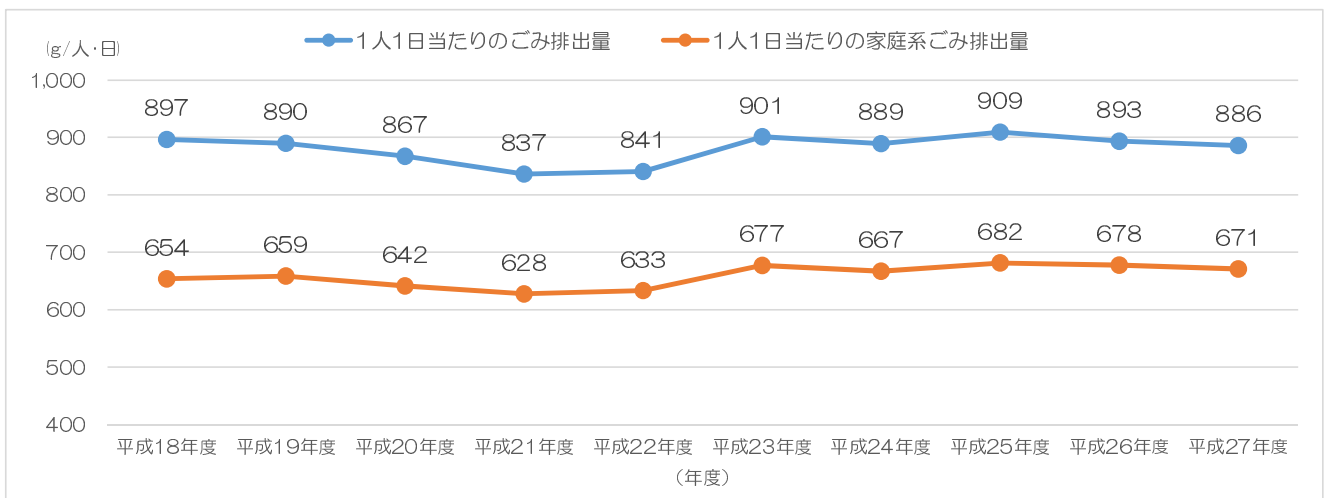


1-3 1人1日当たりのごみ排出量

1人1日当たりのごみ排出量は、ごみの総排出量と同じような傾向で推移していますが、1人1日当たりの家庭系ごみの排出量は、平成23年度から増加に転じて以降はほぼ横ばいの状況で推移しています。

《 1人1日当たりのごみ排出量 》

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人口	(人)	32,438	32,022	31,746	31,274	31,017
ごみ総排出量	(t)	10,615	10,429	10,050	9,549	9,518
家庭系ごみ排出量	(t)	7,740	7,718	7,434	7,166	7,168
1人1日当たりのごみ排出量	(g/人・日)	897	890	867	837	841
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	(g/人・日)	654	659	642	628	633
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人口	(人)	30,592	30,226	29,815	29,481	29,656
ごみ総排出量	(t)	10,089	9,812	9,893	9,614	9,615
家庭系ごみ排出量	(t)	7,581	7,362	7,417	7,291	7,281
1人1日当たりのごみ排出量	(g/人・日)	901	889	909	893	886
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	(g/人・日)	677	667	682	678	671



2 再生利用

2-1 再生資源量

再生資源量は、ごみの総排出量の推移と同様に平成 23 年度で増加に転じ、それ以降は減少傾向で推移しています。

《 再生資源量の推移 》

単位：t

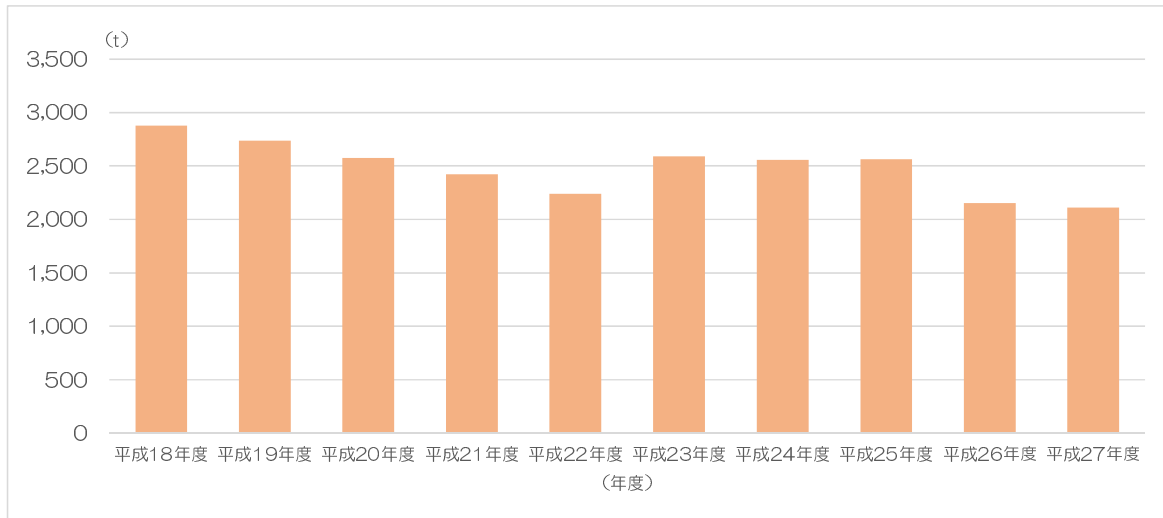
品 目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
再生資源量	2,879	2,737	2,575	2,423	2,240
新聞紙	589.4	546.3	445.7	375.8	316.5
雑紙	562.5	584.2	572.7	529.6	517.9
ダンボール	265.5	286.8	275.6	274.4	272.2
布類	166.0	176.5	174.7	168.5	174.6
缶（アルミ・スチール混合）	64.6	149.2	134.8	130.9	136.6
缶（アルミ）	—	—	—	—	—
缶（スチール）	—	—	—	—	—
その他の金属	0.5	0.1	1.0	1.1	0.7
発泡スチロール・ 白色トレイ	28.4	16.3	10.5	11.3	10.4
ビールビン	7.9	8.0	6.7	5.5	6.1
茶色ビン	144.0	124.5	108.6	219.7	103.7
無色ビン	122.5	110.3	103.3	59.8	95.2
その他ビン	36.6	45.7	44.1	22.3	37.6
ペットボトル	16.0	76.4	69.0	71.4	75.5
剪定枝・草	640.9	385.7	365.9	320.5	286.9
木くず		103.9	126.9	99.5	90.1
有害ごみ	11.4	—	15.8	17.2	17.6
廃家電	20.0	1.2	3.9	0.9	—
小型家電	—	—	—	—	—
鉄スクラップ	155.8	104.8	96.1	92.7	81.6
アルミニウム	36.6	9.5	8.9	8.1	7.4
雑びん	10.0	1.4	10.4	13.4	9.5
その他	—	5.7	—	—	—

《 再生資源量の推移 》

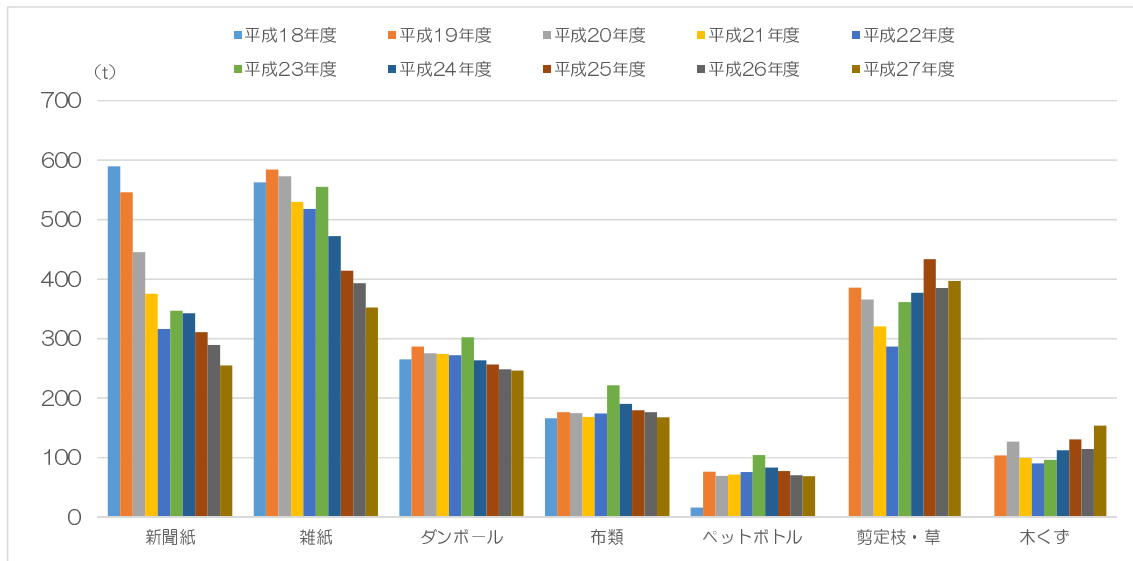
単位：t

品 目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
再生資源量	2,589	2,556	2,564	2,155	2,112
新聞紙	347.2	342.9	311.0	289.2	254.9
雑紙	555.2	472.0	413.8	393.3	352.7
ダンボール	302.6	263.7	256.5	248.5	246.2
布類	221.6	190.4	179.7	176.4	167.6
缶（アルミ・スチール混合）	148.6	—	—	—	—
缶（アルミ）	—	53.8	55.0	54.72	57.4
缶（スチール）	—	60.1	62.8	26.16	47.2
その他の金属	0.7	1.1	0.6	0.3	0.5
発泡スチロール・ 白色トレイ	10.7	9.1	8.1	7.7	7.6
ビールビン	64.1	53.9	46.0	3.9	2.8
茶色ビン	22.5	94.9	100.3	86.6	77.1
無色ビン	5.6	91.3	112.4	105.9	91.1
その他ビン	3.0	36.5	44.9	30.7	27.8
ペットボトル	104.3	83.2	77.8	70.4	68.7
剪定枝・草	361.3	376.9	433.8	384.9	397.1
木くず	96.2	112.1	130.6	114.7	153.9
有害ごみ	14.4	14.4	17.0	16.7	14.8
廃家電	3.1	1.1	1.2	0.7	1.1
小型家電	—	—	—	—	5.4
鉄スクラップ	87.7	93.1	116.5	107.9	109.0
アルミニウム	12.3	8.7	9.7	9.6	8.9
雑びん	228.2	196.7	185.5	27.2	20.3
その他	—	—	0.6	—	—

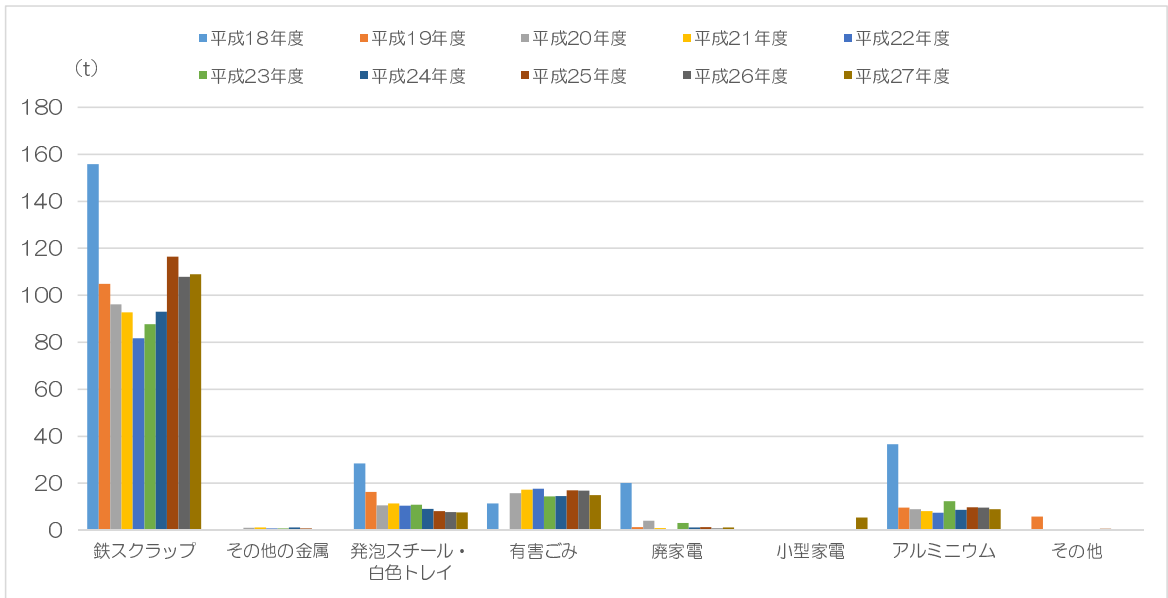
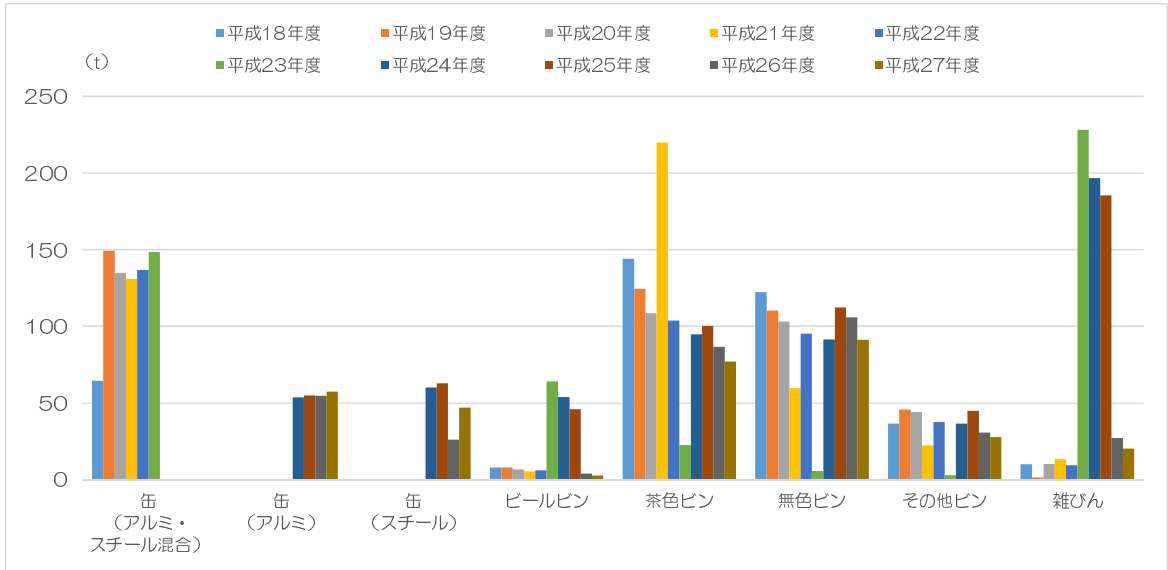
《 再生資源量の推移 》



《 品目別再生資源量の推移 》



《 品目別再生資源量の推移 》



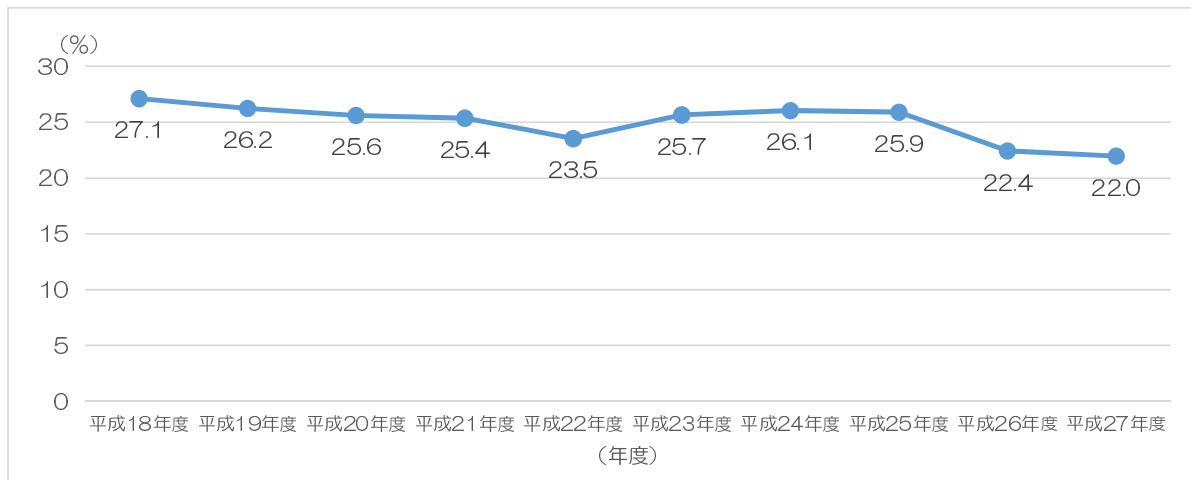
2-2 再生利用率

再生利用率は、平成 22 年度までは低下し、その後上昇していますが、平成 25 年度以降低くなっています。

《 再生利用率の推移 》

単位：%

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
再生利用率	27.1	26.2	25.6	25.4	23.5
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
再生利用率	25.7	26.0	25.9	22.4	22.0



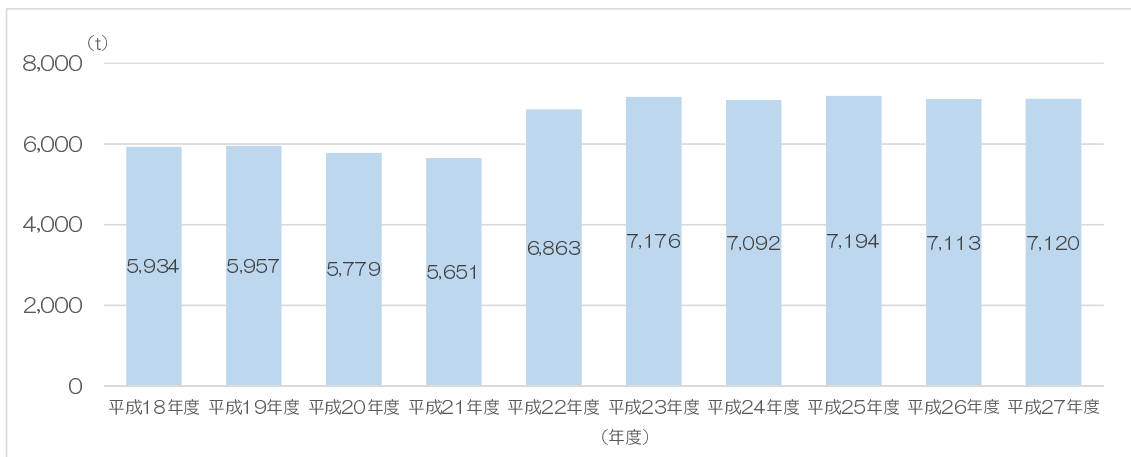
3 焼却処理

焼却処理量は、平成 22 年度にプラスチック類の分別を不燃ごみから可燃ごみに変更したため、増加しています。また、翌年の平成 23 年度は東日本大震災の影響もあり増加し、その後は横ばいで推移しています。

《 焼却処理量の推移 》

単位：t

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
焼却処理量	5,934	5,957	5,779	5,651	6,863
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
焼却処理量	7,176	7,092	7,194	7,113	7,120



4 最終処分

4-1 最終処分量

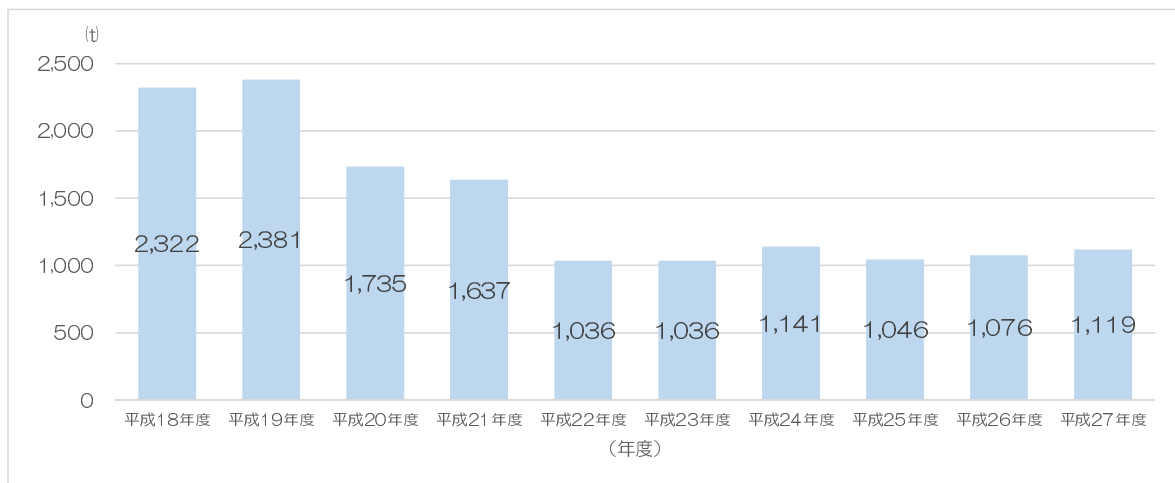
最終処分量は、平成 20 年度及び平成 22 年度に大きく減少しています。

平成 20 年度及び平成 21 年度は、焼却灰の最終処分を含め家庭系の可燃ごみの処理を日立市に委託していたため、処分量の把握ができていません。平成 22 年度にプラスチック類の分別を不燃ごみから可燃ごみに変更したため、最終処分量は大幅に減少していますが、以降は横ばいで推移しています。

《 最終処分量の推移 》

単位：t

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
最終処分量	2,322	2,381	1,735	1,637	1,036
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
最終処分量	1,036	1,141	1,046	1,076	1,119



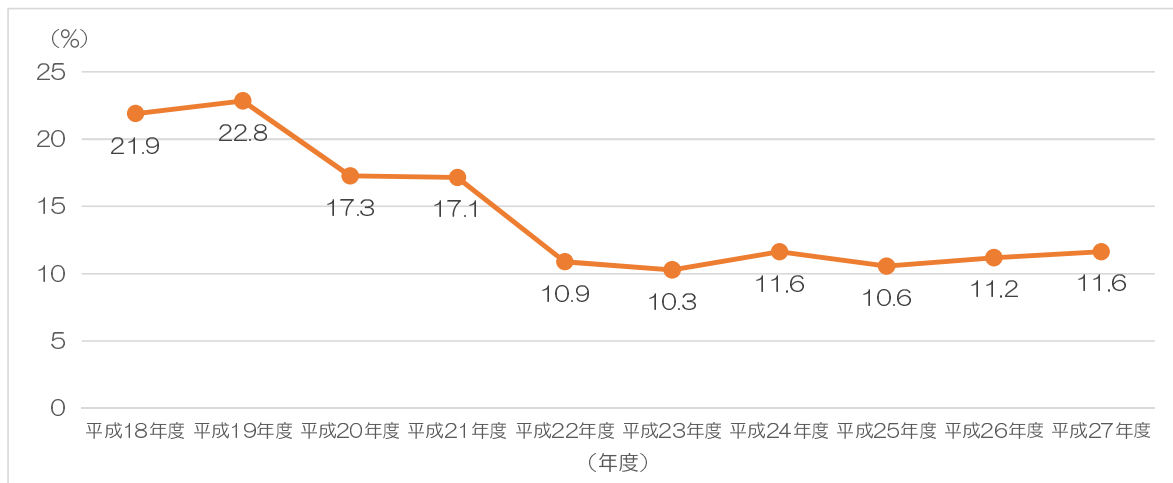
4-2 最終処分率

最終処分率は、最終処分量の変動と同様な傾向で推移しています。

《 最終処分率の推移 》

単位：％

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
最終処分率	21.9	22.8	17.3	17.1	10.9
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
最終処分率	10.3	11.6	10.6	11.2	11.6



5 ごみの減量化、資源化の取り組み

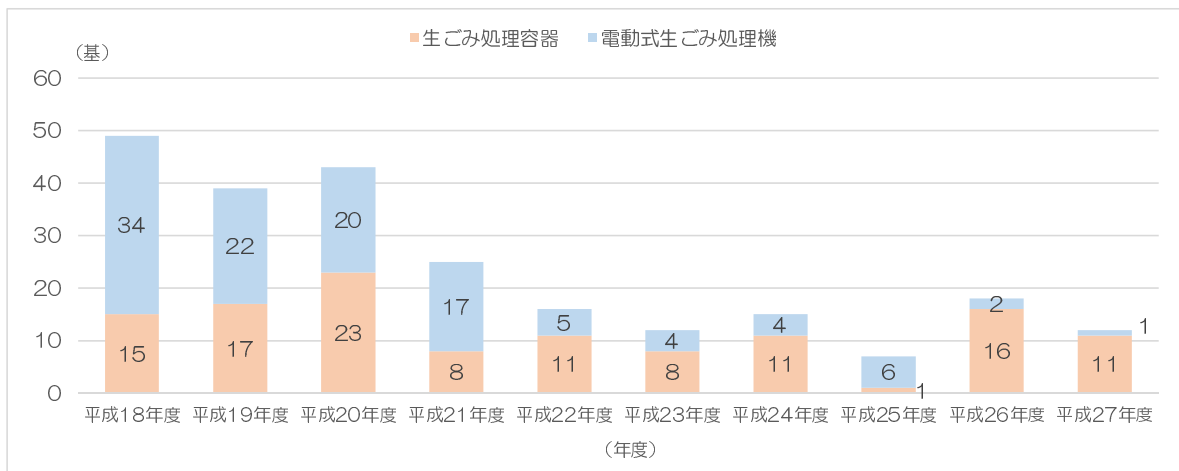
5-1 生ごみ処理機器の購入補助

本市では、家庭から排出される生ごみを減らすため、市民が購入する生ごみ処理機器への補助を行っています。近年、補助の実績は低い傾向で推移しています。

《 生ごみ処理機器購入補助実績 》

単位：基

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
電動式生ごみ処理機	34	22	20	17	5
生ごみ処理容器	15	17	23	8	11
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
電動式生ごみ処理機	4	4	6	2	1
生ごみ処理容器	8	11	1	16	11
補助額等	電動式生ごみ処理機：購入価格の 1/2 15,000 円を限度 （1 世帯 1 基まで） 生ごみ処理容器：1 基につき 3,000 円を限度（1 世帯 2 基まで） 発酵促進剤：購入価格の 1/2 2,000 円を限度 （1 会計年度に 1 世帯 1 回まで）				

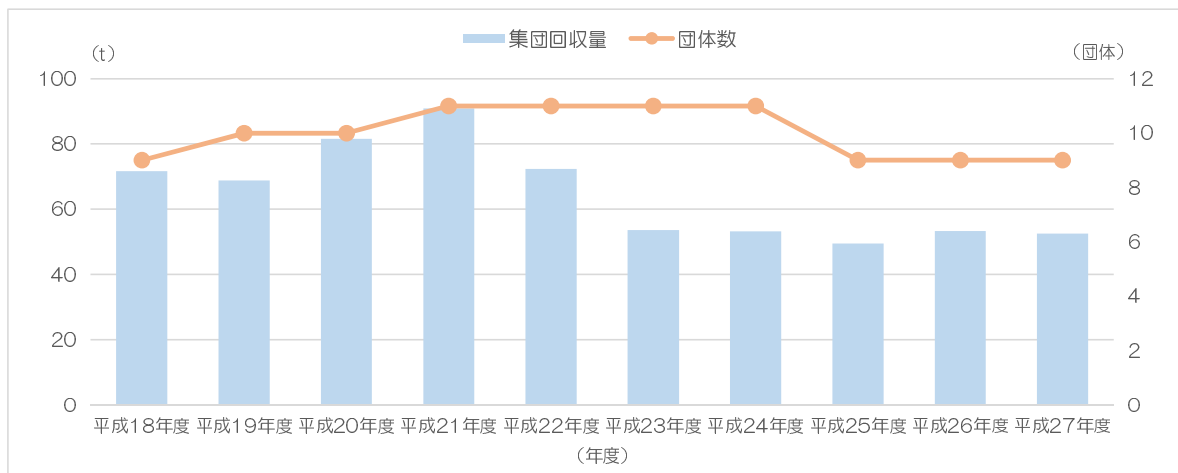


5-2 資源物の集団回収

本市では、市民が行う再生資源物の集団回収に対し、補助金を交付しています。集団回収を行う団体数、回収量とも横ばいとなっています。

《 集団回収の推移 》

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
集団回収量 (t)	71.64	68.79	81.59	90.93	72.34
団体数 (団体)	9	10	10	11	11
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
集団回収量 (t)	53.60	53.20	49.53	53.39	52.57
団体数 (団体)	11	11	9	9	9
補助額等	再生資源物：紙・布・金属・発泡スチロール・ビン・ペットボトル 補助対象団体：子ども会などのおおむね 20 世帯以上で構成され、年 6 回以上実施し、営利を目的としない団体 補助金額：1kg につき 5 円を乗じた金額と実施回数に 1 千円を乗じた金額の合算額				



第3節 ごみに関する意識調査

本計画の策定にあたり市民の意見を計画に反映させるため、ごみに関する意識調査を実施しました。

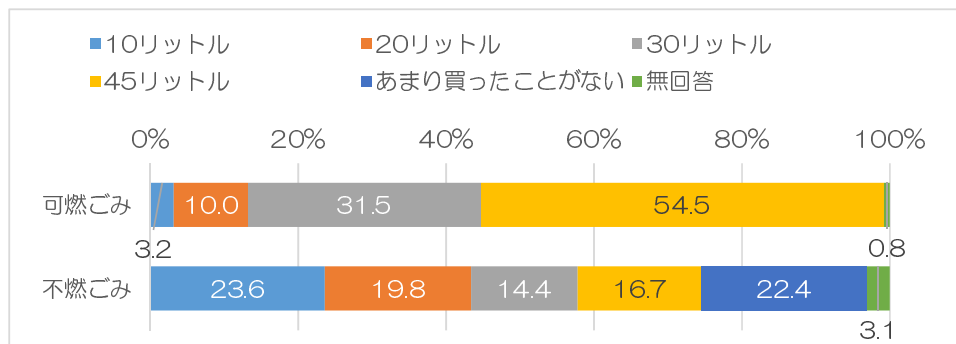
1 意識調査の概要

実施期間 平成28年2月8日～平成28年3月14日
対象者 市内在住2,000世帯無作為抽出
回答数 1,040世帯
回答率 52.0%

2 ごみの袋について

可燃ごみ、不燃ごみは、それぞれ専用袋に入れ各集積所に搬出しています。よく使用する袋のサイズは、可燃ごみは45リットルの使用割合が高くなっています。不燃ごみは、10リットルの割合が高くなっていますが、各サイズに大きな違いはみられません。

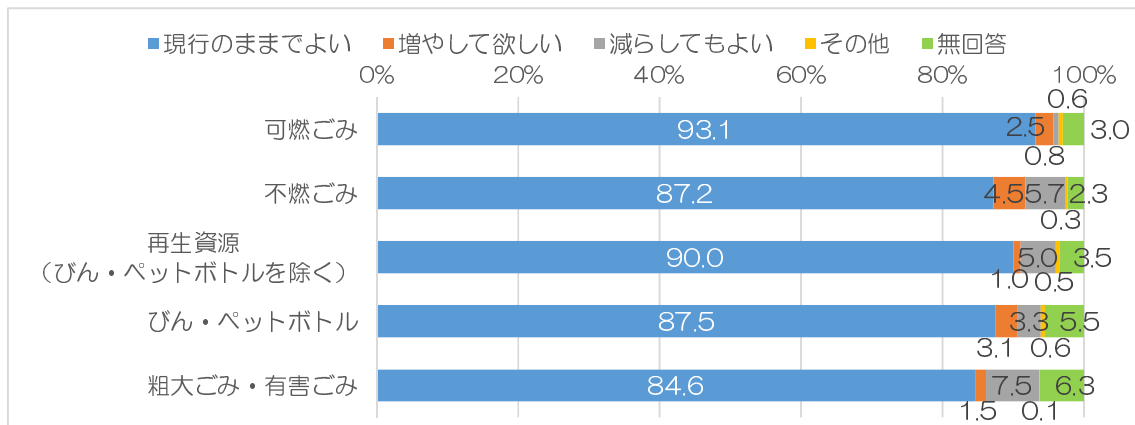
《 専用袋の使用サイズ 》



3 ごみの収集回数について

ごみの収集回数は、各分類とも「現行のままでよい」が最も多くなっています。

《 ごみの収集回数 》

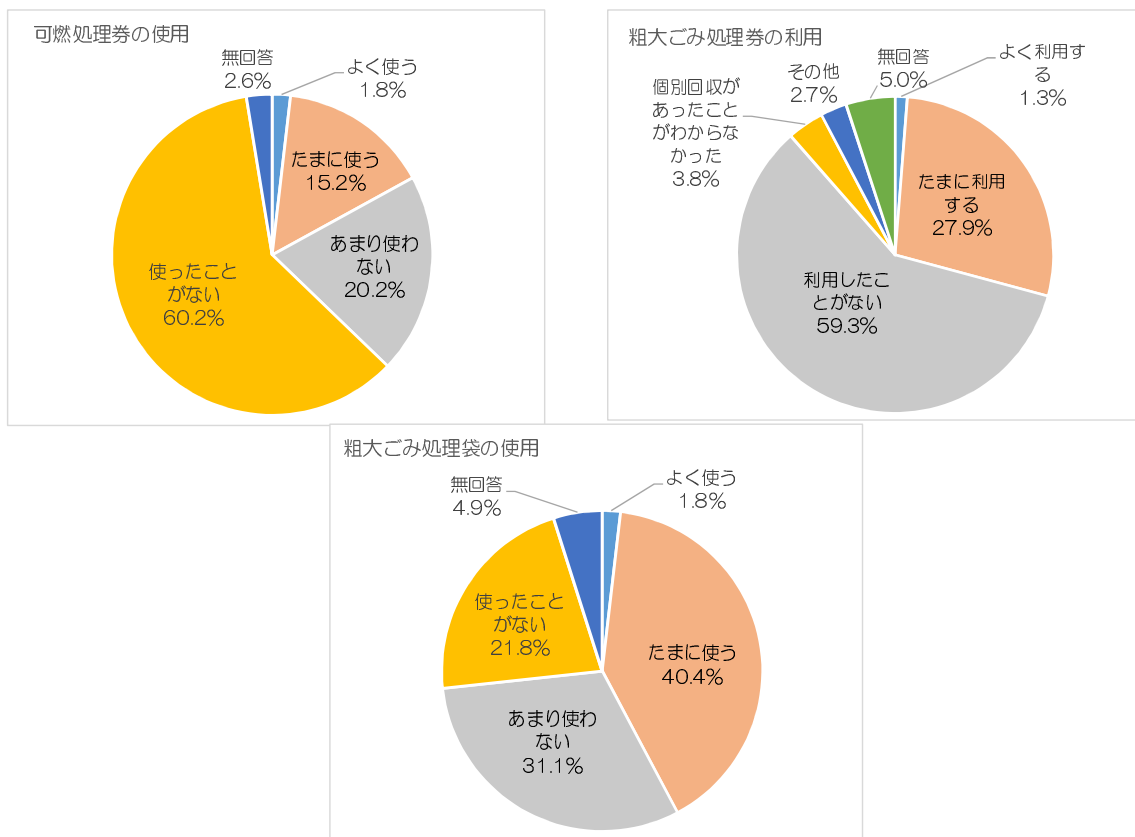


4 ごみ処理券等の使用について

可燃ごみ、粗大ごみ処理券とも、「使ったことがない」、「利用したことがない」が最も多くなっています。

粗大ごみ処理袋は、「たまに使う」が最も多くなっています。

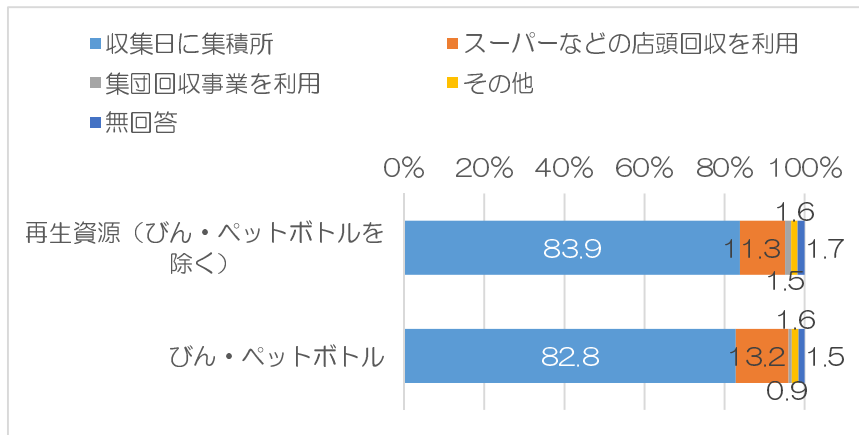
《 ごみ処理券等の使用 》



5 再生資源の出し方について

再生資源は、収集日に集積所に出すが最も多くなっています。

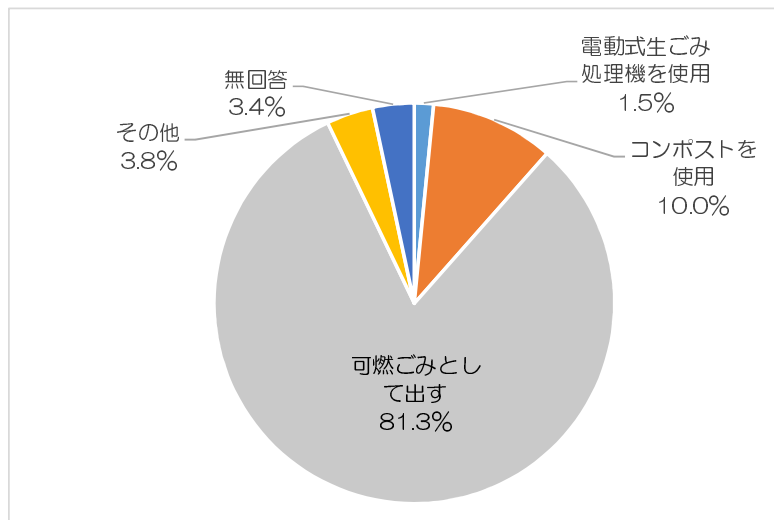
《 再生資源の出し方 》



6 生ごみの処理について

生ごみの処理は、可燃ごみに出すが最も多くなっています。生ごみ処理機器を使用している割合は約 12% になっています。

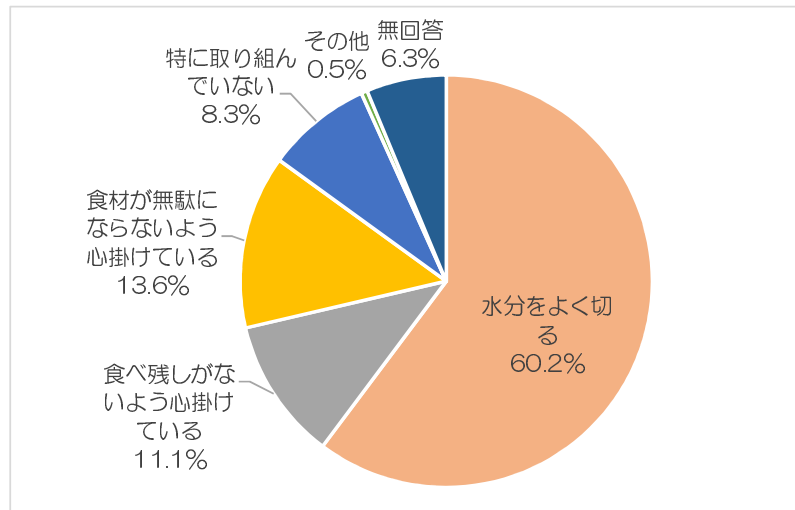
《 生ごみの処理について 》



7 生ごみの減量化への取り組みについて

生ごみを減らすため、「水分をよく切る」が最も多くなっています。食品ロスを減らすため、食べ残しや食材の無駄がないよう心掛けている割合が約25%となっています。

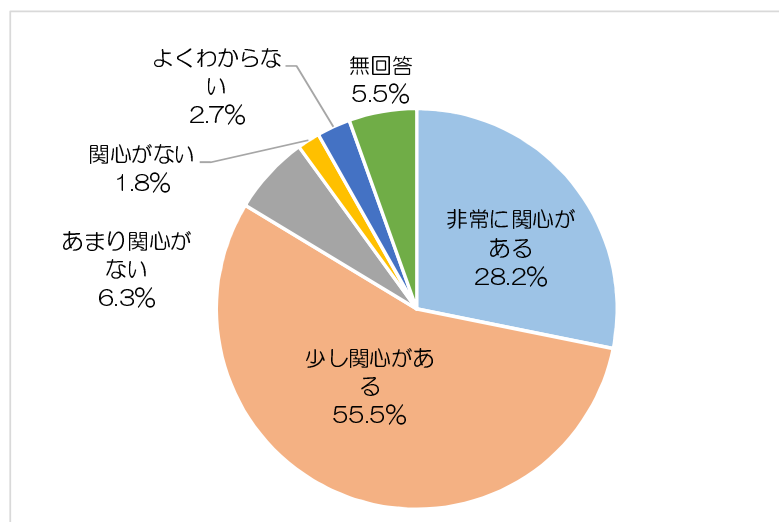
《 生ごみの減量化への取り組み 》



8 ごみの減量化やリサイクルへの関心について

ごみの減量化やリサイクルへの関心は、「非常に関心がある」、「少し関心がある」をあわせると80%を超えています。

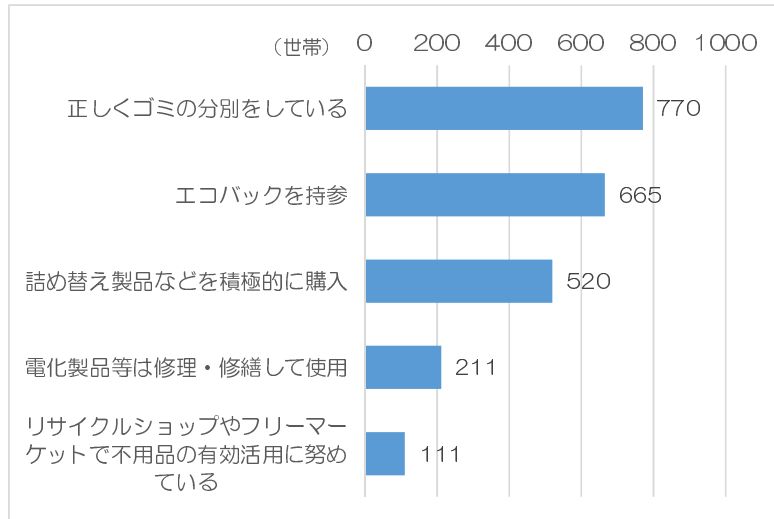
《 ごみの減量化やリサイクルへの関心 》



9 ごみの減量化やリサイクルに向け実施していることについて

「ゴミの分別」、「エコバッグの持参」、「詰め替え製品の購入」に取り組む人が多くなっています。

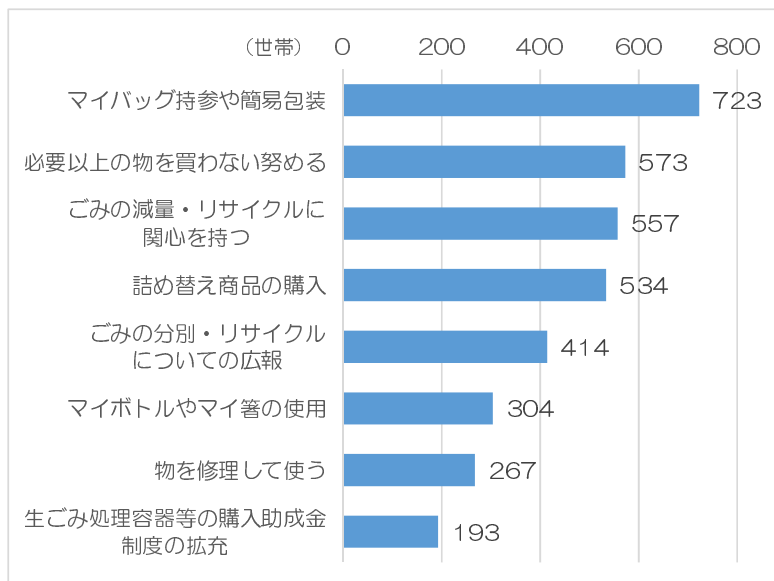
《 ごみの減量化やリサイクルに向け実施していること 》



10 ごみの減量化やリサイクルに向け必要なことについて

「マイバッグ持参や簡易包装」、「必要以上に物を買わないこと」、「ごみの減量化やリサイクルへの関心」、「詰め替え商品の購入」などが多くなっています。

《 ごみの減量化やリサイクルに向け必要なこと 》



第4節 ごみ処理政策の動向

1 循環型社会形成推進基本計画

国は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 25 年 5 月に第三次循環型社会形成推進基本計画を策定しました。

第三次循環型社会形成推進計画は、様々な情勢変化に的確に対処し、社会を構成する各主体との連携の下で、環境保全を前提とし、3R の推進など国内外における循環型社会の形成を政府全体で一体的に実行していくため、定めています。

● 現状と課題

◆ 国内における3Rの進展

- 3R の取組の進展、個別リサイクル法の整備等により最終処分量の大幅削減が実現するなど、循環型社会形成に向けた取組は着実に進展。

◆ 循環資源の高度利用・資源確保

- 国際的な資源価格の高騰に見られるように、世界全体で資源制約が強まると予想される一方、多くの貴金属、レアメタルが廃棄物として埋立処分。

◆ 安全・安心の確保

- 東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う国民の安全、安心に関する意識の高まり。

◆ 世界規模での取組の必要性

- 途上国などの経済成長と人口増加に伴い、世界で廃棄物発生量が増加。そのうち約 4 割はアジア地域で発生。2050 年には、2010 年の 2 倍以上となる見通し。

● 基本的方向

◆ 質にも着目した循環型社会の形成

- ① リサイクルより優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築
- ② 小型家電リサイクル法の着実な施行など使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進
- ③ アスベスト、PCB等の有害物質の適正な管理・処理
- ④ 東日本大震災の反省点を踏まえた新たな震災廃棄物対策指針の策定
- ⑤ エネルギー・環境問題への対応を踏まえた循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用
- ⑥ 低炭素・自然共生社会との統合的取組と地域循環圏の高度化

◆ 国際的取組の推進

- ① アジア3R推進フォーラム、我が国の廃棄物・リサイクル産業の海外展開支援等を通じた地球規模での循環型社会の形成
- ② 有害廃棄物等の水際対策を強化するとともに、資源性が高いが途上国では適正処理が困難な循環資源の輸入及び環境汚染が生じないこと等を要件とした、国内利用に限界がある循環資源の輸出の円滑化

◆ 東日本大震災への対応

- ① 災害廃棄物の着実な処理と再生利用
- ② 放射性物質によって汚染された廃棄物の適正かつ安全な処理

● 取組指標

《 国の指標 》

指 標		実績		目標	
		平成 12 年度	平成 32 年度		
1 人 1 日当たりのごみ排出量	g/人・日	約 1,185	約 890	平成 12 年度から約 25%削減	
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	約 660	約 500	平成 12 年度から約 25%削減	
事業系ごみ排出量	万トン	約 1,799	約 1,170	平成 12 年度から約 35%削減	

2 第4次茨城県廃棄物処理計画

茨城県では、平成28年3月に第4次となる茨城県廃棄物処理計画を策定しています。

計画では、行政、県民、事業者、民間団体等の各主体が連携して、廃棄物の排出をできるだけ抑制し、廃棄物となったものは再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的利用を行い、循環的利用のできないものは適正な処分を確保するという『各主体が連携した循環型社会の形成』を基本理念とし、一般廃棄物の目標値を定めています。

循環型社会形成に向けた施策の方向性として、「3Rの推進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「低炭素社会、自然共生社会への貢献」、「各主体の連携による取組の推進」をあげています。

一般廃棄物に関する施策は次の5つになります。

- 一般廃棄物多量排出事業者制度の推進
- 経済的手法の導入
- 在宅医療廃棄物の適正処理の推進
- 一般廃棄物処理施設の整備
- 浄化槽の普及と維持管理の徹底

《 茨城県の目標値 》

指 標		実績		目標
		平成24年度	平成32年度	
1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	1,002	919	平成24年度から約8%削減
うち家庭系ごみ排出量	g/人・日	631	580	平成24年度から約8%削減
再生利用率	%	21.3	27	平成24年度から約6ポイント増加
最終処分量	千トン	102	88	平成24年度から約14%削減

第5節 ごみ処理の課題

1 前計画の目標の達成状況

前計画の目標値を平成 27 年度の実績と比べると、事業系ごみ排出量と最終処分率は目標を達成していますが、1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量とリサイクル率は目標を達成していません。

《 目標の達成状況 》

目標項目	目標値	実績値 (平成 27 年度)
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	642 g / 人・日	671 g / 人・日
事業系ごみ排出量	2,617 t / 年	2,334t / 年
リサイクル率	26.6%	22.0%
最終処分率	12.7%	11.6%

2 ごみ処理の課題

2-1 ごみ排出量の削減

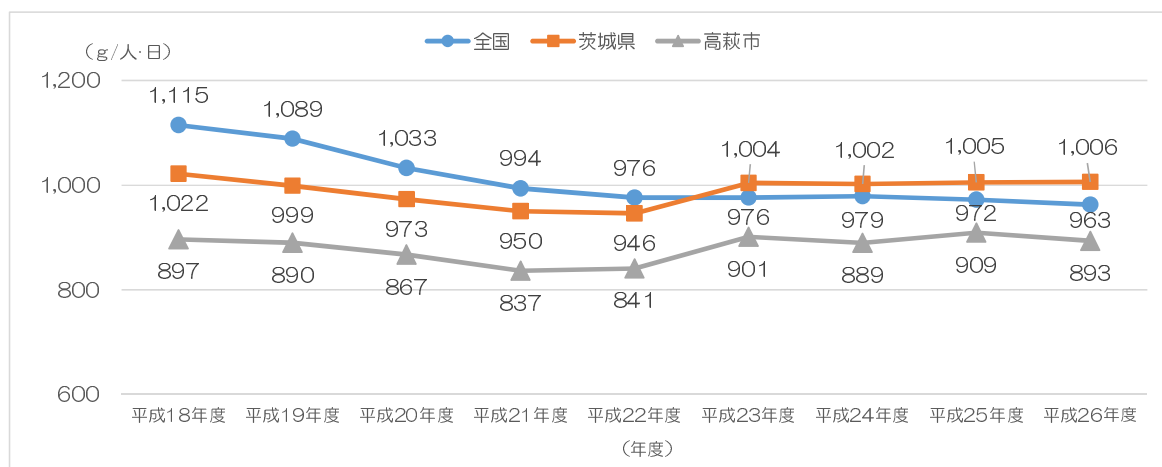
本市のごみ排出量は、人口の減少により横ばいから減少傾向で推移していますが、1人1日当たりのごみ排出量は僅かな減少にとどまっています。本市の1人1日当たりのごみ排出量は、国や茨城県と比べると、低い値で推移しています。

本市は、ごみの処理、処分のほとんどを民間業者への委託に頼っており、今後ごみの減量化に向け施策を継続していくとともに、新たな施策を検討していく必要があります。

《 1人1日当たりのごみ排出量の推移：国、茨城県との比較 》

単位：g/人・日

	全国	茨城県	高萩市
平成18年度	1,115	1,022	897
平成19年度	1,089	999	890
平成20年度	1,033	973	867
平成21年度	994	950	837
平成22年度	976	946	841
平成23年度	976	1,004	901
平成24年度	979	1,002	889
平成25年度	972	1,005	909
平成26年度	963	1,006	893



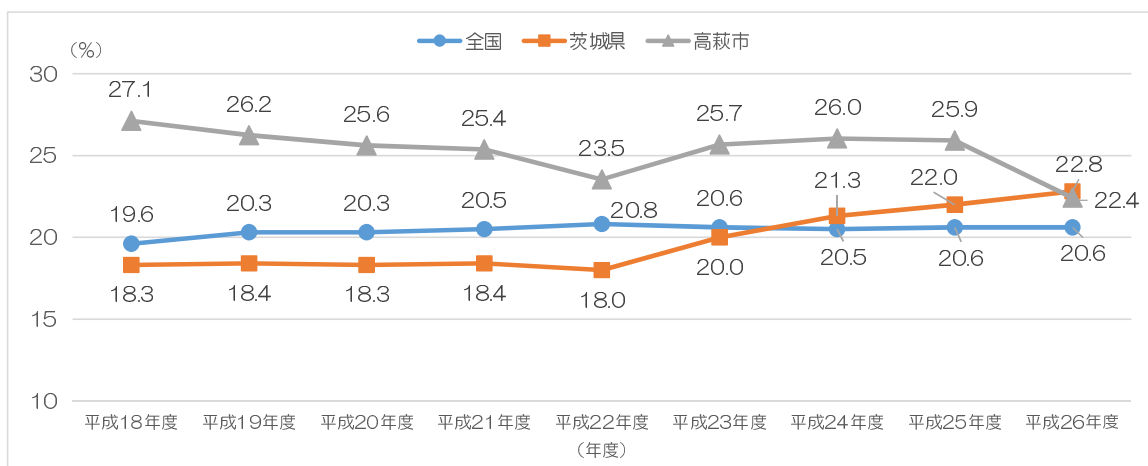
2-2 ごみの再生利用率の向上

本市の再生利用率は、近年下がる傾向を示しています。本市の再生利用率は、国よりも高くなっていますが、平成26年度は茨城県よりも低い値となっています。資源の有効活用に向け、市民や事業者の排出段階でのごみの分別の更なる徹底が必要です。

《 再生利用率の推移：国、茨城県との比較 》

単位：％

	全国	茨城県	高萩市
平成18年度	19.6	18.3	27.1
平成19年度	20.3	18.4	26.2
平成20年度	20.3	18.3	25.6
平成21年度	20.5	18.4	25.4
平成22年度	20.8	18.0	23.5
平成23年度	20.6	20.0	25.7
平成24年度	20.5	21.3	26.0
平成25年度	20.6	22.0	25.9
平成26年度	20.6	22.8	22.4



2-3 最終処分量の低減

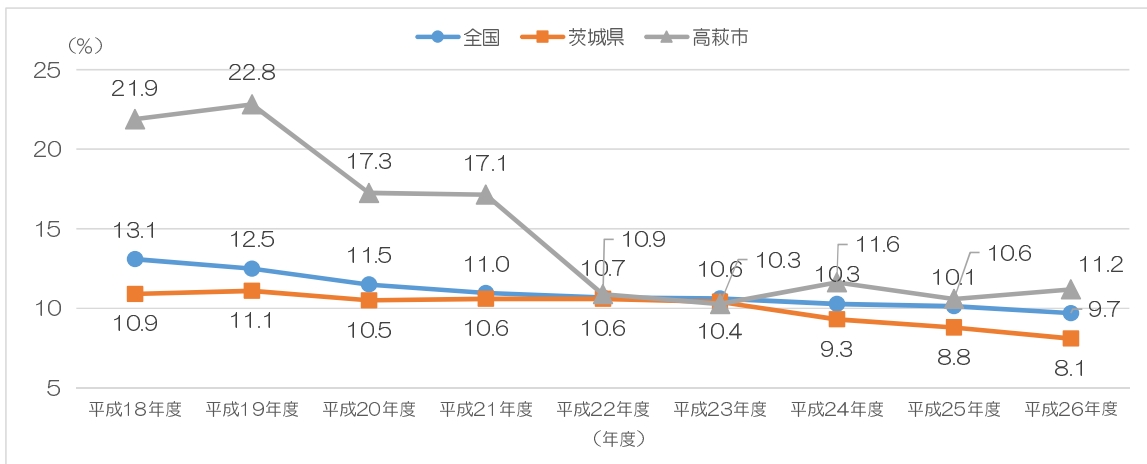
本市の最終処分率は、国や茨城県と比較しても高い値となっています。

本市のごみの最終処分は、エコフロンティア笠間や民間業者に委託していることから、今後ごみの減量化、資源化に向け施策を継続していく必要があります。

《 最終処分率の推移：国、茨城県との比較 》

単位：％

	全国	茨城県	高萩市
平成 18 年度	13.1	10.9	21.9
平成 19 年度	12.5	11.1	22.8
平成 20 年度	11.5	10.5	17.3
平成 21 年度	11.0	10.6	17.1
平成 22 年度	10.7	10.6	10.9
平成 23 年度	10.6	10.4	10.3
平成 24 年度	10.3	9.3	11.6
平成 25 年度	10.1	8.8	10.6
平成 26 年度	9.7	8.1	11.2



2-4 中間処理施設及び最終処分場の整備

本市は、ごみの処理処分のほとんどを民間業者に委託しています。安定的なごみの処理処分体制の確保に向け、焼却施設と最終処分場の整備について検討していく必要があります。

再生資源の選別や圧縮などを行う高萩市リサイクルセンターは、整備から年数が経過していませんが、計画的な維持管理を継続していく必要があります。

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみの将来予測

本市のごみ処理の現状に基づき、現在の状況が継続するものとして将来を予測します。

1 ごみ排出量

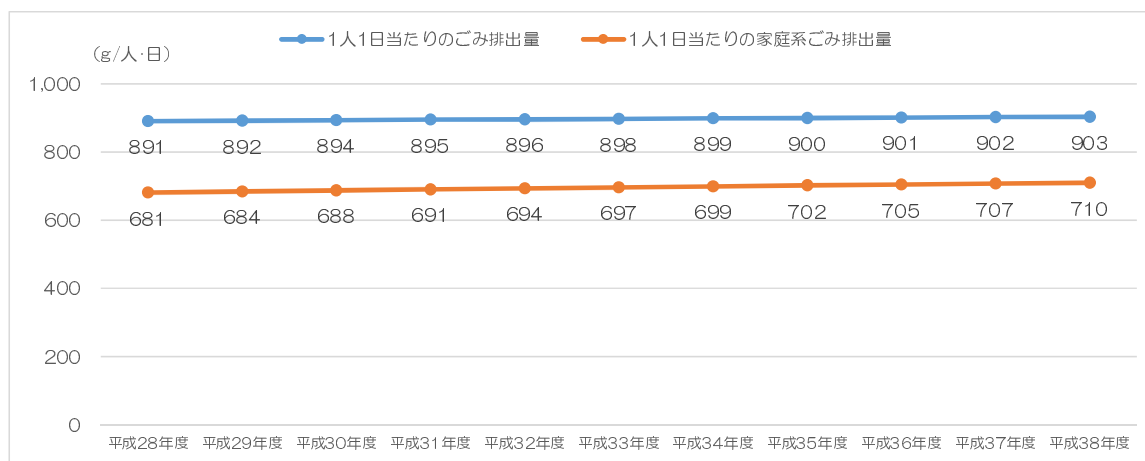
1-1 1人1日当たりのごみ排出量

1人1日当たりのごみ排出量及び1人1日当たりの家庭ごみの排出量は、増加傾向で推移すると予測されます。

《 1人1日当たりのごみ排出量の将来予測 》

単位：g/人・日

	1人1日あたりのごみ排出量	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量
平成28年度	891	681
平成29年度	892	684
平成30年度	894	688
平成31年度	895	691
平成32年度	896	694
平成33年度	898	697
平成34年度	899	699
平成35年度	900	702
平成36年度	901	705
平成37年度	902	707
平成38年度	903	710



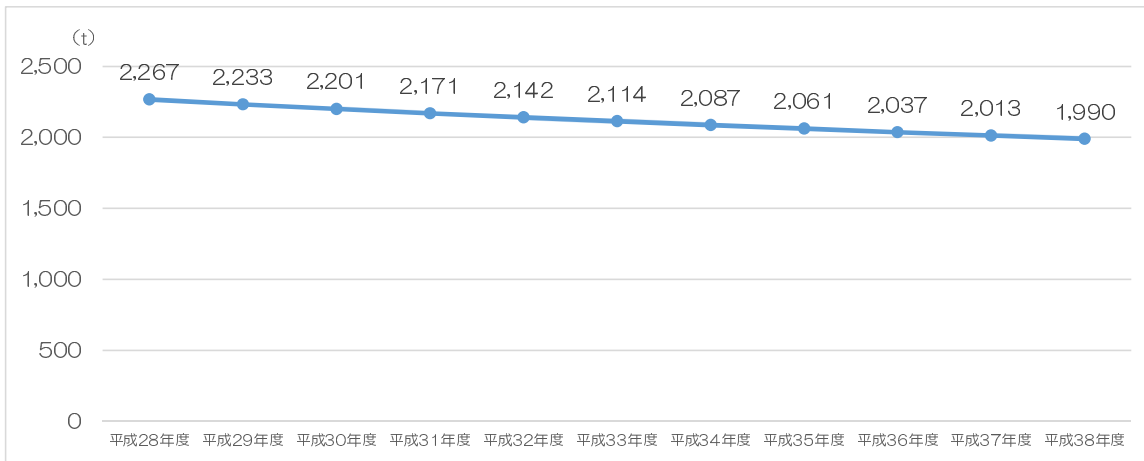
1-2 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量は、減少傾向で推移すると予測されます。

《 事業系ごみ排出量の将来予測 》

単位：t

	事業系ごみ排出量
平成 28 年度	2,267
平成 29 年度	2,233
平成 30 年度	2,201
平成 31 年度	2,171
平成 32 年度	2,142
平成 33 年度	2,114
平成 34 年度	2,087
平成 35 年度	2,061
平成 36 年度	2,037
平成 37 年度	2,013
平成 38 年度	1,990

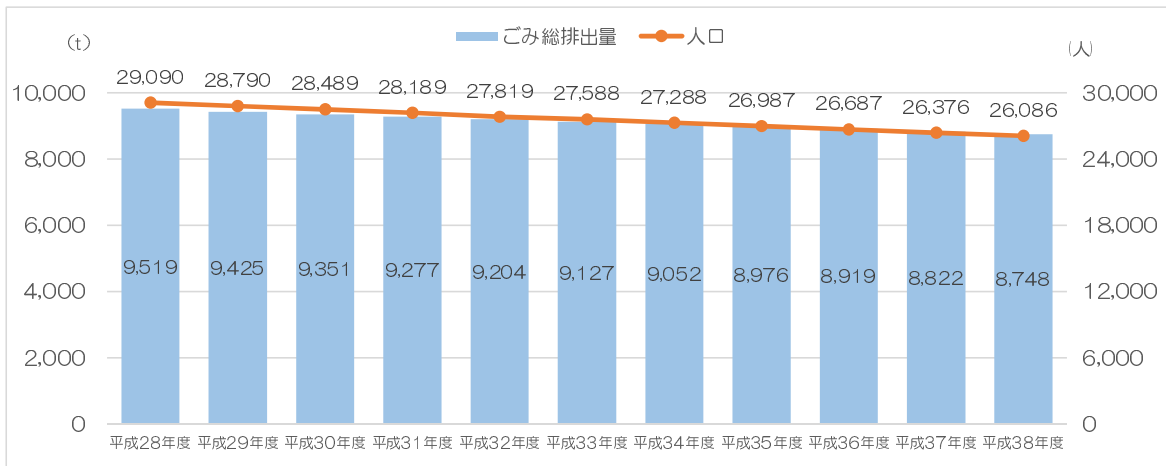


1-3 ごみの総排出量

ごみの総排出量は、人口の減少により、減少傾向で推移すると予測されます。
 なお、人口の推計は、高萩市創生総合戦略の人口予測を用いています。

《 ごみ総排出量と人口の将来予測 》

	ごみ総排出量 (t)	人口 (人)
平成 28 年度	9,519	29,090
平成 29 年度	9,425	28,790
平成 30 年度	9,351	28,489
平成 31 年度	9,277	28,189
平成 32 年度	9,204	27,819
平成 33 年度	9,127	27,588
平成 34 年度	9,052	27,288
平成 35 年度	8,976	26,987
平成 36 年度	8,919	26,687
平成 37 年度	8,822	26,376
平成 38 年度	8,748	26,086



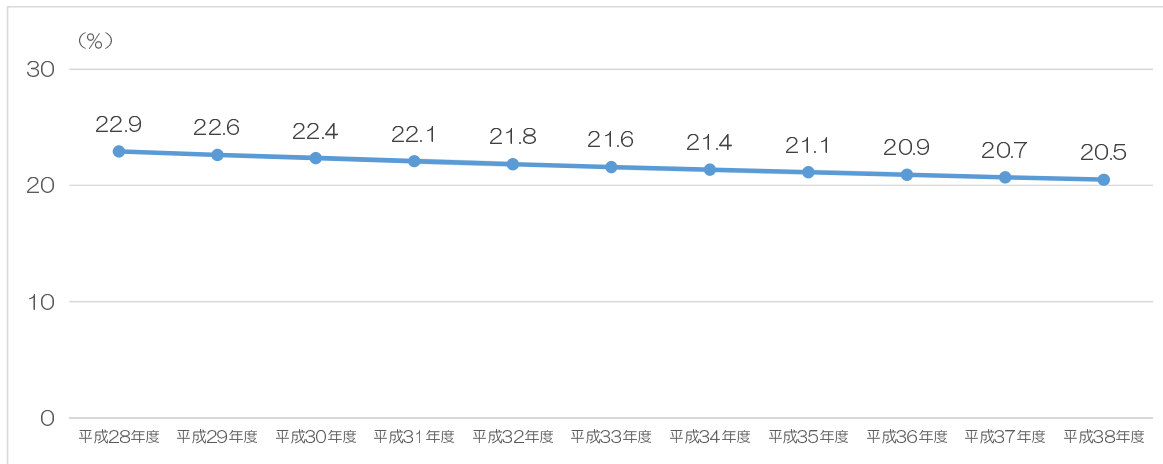
2 再生利用率

再生利用率は、低くなると予測されます。

《 再生利用率の将来予測 》

単位：％

	再生利用率
平成 28 年度	22.9
平成 29 年度	22.6
平成 30 年度	22.4
平成 31 年度	22.1
平成 32 年度	21.8
平成 33 年度	21.6
平成 34 年度	21.4
平成 35 年度	21.1
平成 36 年度	20.9
平成 37 年度	20.7
平成 38 年度	20.5



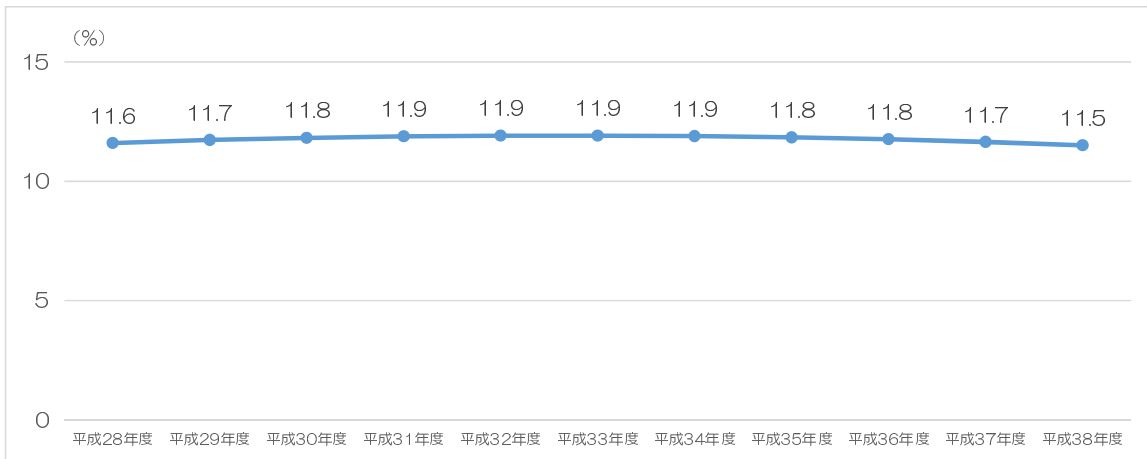
3 最終処分率

最終処分率は、横ばいで推移すると予測されます。

《 最終処分率の将来予測 》

単位：％

	最終処分率
平成 28 年度	11.6
平成 29 年度	11.7
平成 30 年度	11.8
平成 31 年度	11.9
平成 32 年度	11.9
平成 33 年度	11.9
平成 34 年度	11.9
平成 35 年度	11.8
平成 36 年度	11.8
平成 37 年度	11.7
平成 38 年度	11.5



1 基本理念

循環型社会の形成により人と自然が共生するまち

本市は、多賀山地の山々と見渡す限りの大海原に育まれた雄大な自然に囲まれています。その恵みの中で私たちの暮らしが営まれてきました。私たちが快適で豊かな生活を営むと同時に、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動が、資源やエネルギーの消費、地球温暖化、生物多様性の衰退などの環境問題を引き起こしています。

本市のかけがえのない環境を、次の世代に引き継いでいくため、限りある資源を有効に活用し、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成に向け、市民・事業者・市が連携し、協働して取り組む社会を目指します。

第一にごみの排出を抑制し（リデュース：Reduce）、第二に使えるものは何度でも使い（リユース：Reuse）、第三にどうしても使えなくなってしまったものは資源に戻す（リサイクル：Recycle）の順に出来る限り循環的な利用を行い、それでも利用できないものは、適正な処分を行う3Rに取り組む社会を目指します。

2 基本方針

基本理念の実現するため、次のような基本方針を定めます。

1 排出抑制、再使用、再生利用の推進

ごみを出さないことを基本とし、不用となってしまったものは、適切な再使用を行い、ごみとなってしまったものは、資源として再生利用に取り組みます。

2 ごみの適正な処理処分の推進

循環型社会の形成に向け、最適なごみの処理処分に継続して取り組みます。

3 市民・事業者・市の連携

市民・事業者・市の各主体がそれぞれの役割と責任を果たすとともに、連携してごみの排出抑制、資源化、適正処分に取り組みます。

3 数値目標

循環型社会の形成に向け、今後もごみの発生を抑制し、不用となってしまったものは再使用、再資源化を図り、どうしても使えないごみは適正に処理を行うことを目標とし、将来予測を踏まえ4つの目標を設定します。

数値目標は、基準年を平成27年度とし、目標年度を平成38年度とした数値目標を設定します。

《 数値目標 》

指 標		基準年 平成 27 年度	目標年 平成 38 年度	
1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	886	815	平成27年度から約8%削減
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	671	617	平成27年度から約8%削減
再生利用率	%	22.0	25.0	平成27年度から3ポイント増加
最終処分率	%	11.6	10.0	平成27年度から1.6ポイント減少

● 1人1日当たりのごみ排出量

1人1日当たりのごみ排出量は、現在のまま推移すると目標年度には903g/人・日になると予測されます。これは、基準年よりも17g/人・日増えることになります。

本計画の施策の推進により、増加から減少に転換させ、茨城県の目標である約8%の削減目標に準拠し、約70g削減し815g/人・日を目標とします。

70gとは・・・

プリン1個分の重さです。

毎日、プリン1個分のごみを減らしましょう。



● 1人1日当たりの家庭ごみ排出量

1人1日当たりの家庭ごみ排出量は、現在のまま推移すると目標年度には710g/人・日になると予測されます。これは、基準年よりも39g/人・日増えることとなります。

本計画の施策の推進により、増加から減少に転換させ、茨城県の目標である約8%の削減目標に準拠し、約50g削減し617g/人・日を目標とします。

50gとは・・・

卵1個分の重さです。

毎日、家庭からでるごみを

卵1個分、減らしましょう。



● 再生利用率

再生利用率は、現在のまま推移すると目標年度には20.5%となると予測されます。これは、基準年よりも1.5ポイントの低下となります。近年、ライフスタイルの変化や販売店などによる資源の回収が行われているため、市民から排出される資源ごみの量は少なくなっています。

これらの現状を鑑み、茨城県の目標である約6ポイントの増加目標を踏まえ、本計画の施策の推進により実現可能な3ポイント増の25.0%を目標とします。

● 最終処分率

最終処分率は、現在のまま推移すると目標年度には、11.5%となると予測されます。これは、基準年よりも0.1ポイントの低下となります。

本計画の施策の推進により、最終処分量は減少傾向で推移すると想定し、茨城県の目標である最終処分量の約14%減を踏まえ、1.6ポイント減の10.0%を目標とします。

4 各主体の役割

本計画に掲げる基本方針を実現していくため、市民・事業者・市が一体となり、それぞれの立場でできることを行い、相互に連携していくことが必要です。そのため、各主体の役割と連携を示します。

● 市民

自らがごみの排出者であり環境に負荷を与えていることを認識し、大量生産、大量消費、大量廃棄のライフスタイルから循環型社会の形成に向けたライフスタイルへの転換を図り、ごみの排出を減らし、資源化に向け、自ら積極的に行うものとしします。

また、ごみの分別収集など市のごみ処理に協力するとともに、使用済家電など、各種リサイクル法に基づくリサイクルに協力するものとしします。

● 事業者

排出事業者責任や拡大生産者責任を認識し、自ら排出するごみを適正に処理するとともに、ごみになりにくいものの製造や販売、修理体制や使用済みのものの回収に努めます。

また、一般廃棄物と産業廃棄物に分別するとともに、市民と同様に市のごみ処理に協力するものとしします。

● 市

ごみ処理行政を進める立場にあることを十分認識し、市民、事業者の模範となるごみの減量・資源化に率先して取り組みます。

また、ごみの排出抑制、資源化に向けた取り組みの普及啓発や情報の提供を行い、市民、事業者との連携を図るとともに、ごみの適正処理に努めます。

第3節 排出抑制計画

ごみの排出を抑制するためには、排出者である市民及び事業者の意識向上が必要です。そのため、わかりやすくすぐに取り組める身近なことを推進します。

1 ライフスタイルや事業活動の見直しによるごみの減量化

1-1 マイバッグ持参によるレジ袋の使用量削減

レジ袋の排出を抑制するため、小売業者などの事業者などにレジ袋の無料配布の中止を要請し、市民団体と連携したマイバッグの持参を推進します。本市の環境イメージキャラクターでもある「もらワンちゃん」を活用し、マイバッグ持参の普及啓発を行います。

1-2 簡易包装の徹底

物を購入した際の包装によるごみの発生を削減するため、過剰包装を望まない、行わないを小売業者や市民に啓発します。

1-3 生ごみの減量化の促進

可燃ごみに含まれる生ごみの削減に向け、食材は無駄にならないよう買い過ぎに注意し、使いきるなどにより食品ロスを減らすとともに、食べ物を無駄にせず大切に作る心を育てる啓発を行います。

生ごみの水切りの徹底を啓発するとともに、生ごみ処理機器の購入補助制度を広報し、生ごみの減量を推進します。

また、生ごみを排出する事業者に対して、独自のリサイクルルートの確保などによる減量化を促進します。

1-4 詰め替え商品やリターナブル容器の使用促進

容器のごみを削減するため、詰め替え商品や繰り返し使えるリターナブル容器の使用を市民、事業者に啓発を行います。

1-5 レンタルやリース、修理の利用促進

一時的に必要となるものについて、レンタルやリース制度を活用し、壊れてしまったものは修理して使うなど市民、事業者に啓発します。

2 エコショップ制度の普及啓発

茨城県では、ごみ減量化・リサイクル活動や環境にやさしい商品の販売に積極的に取り組んでいる小売店舗を「エコ・ショップ」として認定しています。

本市においても小売業者への参加を促し、認定店舗を増やすとともに、市民に対し「エコ・ショップ」の取り組みを紹介し、積極的な利用を促します。

3 ごみ有料化の継続

ごみの発生抑制や資源化の推進、排出量に応じた費用負担の公平性の確保などの観点から、国では家庭ごみの有料化を推進しています。

本市では、平成 14 年度にごみ処理手数料として、専用袋制を導入しています。

今後ごみ処理に係る費用の一部負担となる有料化を継続していきます。また、将来のごみ排出量の状況を踏まえ、事業者を含め必要に応じ手数料の見直しを検討します。

4 多量排出事業者に対する減量化の指導

多量にごみを排出する事業者に対し、減量化に向けた指導を行います。

第4節 再使用・再生利用計画

循環型社会を形成していくためには、収集した再生資源がどのように利用されるのかを理解した上で、適正な資源回収を行い、資源の有効活用を推進していきます。

1 ごみの分別の周知徹底

ごみに含まれる資源をできる限り回収するため、広報やごみ処理ハンドブックなどにより市民、事業者への周知を図ります。

2 再生資源の集団回収の推進

市民団体が行っている再生資源の集団回収は、再生資源の分別への意識向上に繋がることから、活動を推進するために支援を継続していきます。

3 小売業者による店頭回収の推進

小売業者と連携し食品トレイ、紙パック、乾電池などの資源物の店頭回収を推進します。

4 フリーマーケットなどの活用の啓発

不要になったもので、まだ十分使えるものは、ごみとして排出せずフリーマーケットやリサイクルショップ、市民団体などを活用し、必要としている人の手に渡るよう啓発します。

5 再生品の利用促進

再生品の積極的な活用を促進するため、情報を発信します。

6 事業者の分別の徹底

事業系ごみの分別を啓発や指導の強化を図ります。特に紙類は、可燃ごみに多く含まれることから分別の徹底を指導します。

また、機密文書をシュレッダーしたのもも資源化が可能なことから、リサイクルルートの確保を促進します。

7 新たな資源化の検討

7-1 プラスチック類

プラスチック類は、焼却によるサーマルリサイクルを含め、多くの再生利用の手法が確立されています。今後、本市の状況を踏まえ資源化の手法について検討します。

7-2 生ごみ

本市では、各家庭での生ごみ処理機器の利用を購入補助により促進しています。生ごみは、堆肥や飼料、バイオマスエネルギーの資源としての活用など、再生利用についても今後、本市の状況を踏まえ検討します。

7-3 新たな資源化品目の検討

現在、資源としての活用を行っていない品目で、新たな法令や技術の進歩などにより、資源化が可能となったものについて、本市の状況を踏まえ、資源化を検討します。

第5節 収集運搬計画

排出されたごみを生活環境の保全上、支障がないよう安全かつ確実に市民サービスの充実を図りながら、効率が良い収集運搬を行います。

1 適正な収集運搬体制の確保

1-1 収集頻度

ステーション方式での収集頻度は、現在の頻度を継続します。今後、社会情勢やライフスタイルの変化、収集量の大きな変動や分別品目の変更など、必要に応じて見直しを検討します。

1-2 収集運搬方式

家庭系ごみについては、市民が利用する集積所から、委託業者による収集運搬体制を継続します。

事業系ごみについては、許可業者による収集運搬体制を継続します。

1-3 環境負荷の低減

収集運搬車両の走行による環境負荷を低減するため、低公害車の導入やエコドライブの促進を図るとともに、効率的な収集ルートによりエネルギー消費の削減に努めます。

1-4 高齢化への対応

ひとり暮らしの高齢者の増加など、ごみの排出が困難な人へのごみ収集のあり方について、検討します。

2 ごみ集積所の管理・整備

ごみ集積所のごみ出しルールの周知やごみの散乱防止、回収後の清掃など、集積所利用者相互による管理を促進します。

3 自己搬入ごみへの対応

市民が高萩市リサイクルセンターに直接持ち込む家庭系ごみについては、これまでどおりの受け入れを継続します。

また、事業者が高萩市リサイクルセンターに直接持ち込む事業系ごみについても、これまでどおりの受け入れを継続します。

4 処理困難物への対応

市で適正な処理が困難なものについては、購入した店舗や専門の処理業者に処分を依頼するなどの周知を行っています。また、家電リサイクル法に関連する品目も市では処理を行わないため、その処理方法についても周知を行っています。

今後も適正な処理に向け、継続した周知を図ります。

処理困難物

テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコン、プロパンガスボンベ、タイヤホイール、ピアノ、腐葉土、衣類乾燥機、タイヤ、ブロック、土砂、かわら、消火器、自動車部品、バイク、ドラム缶、バッテリー、ハウス等のビニールなど

5 特別管理一般廃棄物

特別管理一般廃棄物については、市で取り扱わないため、廃棄物処理法に基づき、排出事業者が処理業者に委託し、適正に処理するものとします。

また、在宅医療により家庭から排出される注射針などについては、特別管理一般廃棄物に準じ医療機関等により処理するものとします。

6 不用品回収業者や無許可業者への対応

許可のない業者が家庭から排出されるごみを回収するなどし、適正な処理が実施されないことがあります。そのため、家庭ごみの正しい処分の仕方について、市民に周知します。

第6節 中間処理計画

本市では、中間処理のほとんどを委託処理に頼っています。当面、現在の中間処理体制を維持していきませんが、ごみの安定した中間処理体制の確保に向けた検討を行います。

1 中間処理施設の検討

ごみの効率的かつ安定的な処理に向け、社会環境の変化と本市の実情を踏まえ、広域化による焼却施設整備などあらゆる可能性について検討します。整備にあたっては、今後のごみ発生量や最新技術などを踏まえたうえで整備に向けた方向性を決定します。

今後、新たに資源化品目を追加する場合には、民間事業者などの活用も含め中間処理の方法を検討します。

2 高萩市リサイクルセンターの維持管理

高萩市リサイクルセンターは、計画的な維持管理を実施し、適切な稼働を維持します。

第7節 最終処分計画

本市では、埋立可能な最終処分場を有していないことから、中間処理と同様に委託処理を行っています。当面、現在の最終処分体制を維持していきませんが、安定した最終処分体制の確保に向けた検討を行います。

1 最終処分場の計画的な確保

市内では最終処分場を確保することが困難なことから、現在行っている委託処理を継続します。今後、最終処分量の減量を行いながら、安定処理を目指した施設整備について、調査・検討を行います。

2 最終処分場の適正閉鎖

本市には、埋立を終了している最終処分場があります。本施設は適正な管理を行い、将来の廃止に向けた安定化処置を行っていく必要があります。

今後とも必要な水処理等の管理を継続し、安全性が確認された時点で廃止手続きを行います。最終処分場跡地は、本市が責任をもって運営管理を実施します。

1 ごみに関する意識啓発

1-1 ごみの排出抑制、資源化の啓発

ごみの量を減らす取り組みや分別の徹底を市の広報やホームページ、ごみ処理ガイドブック、環境イメージキャラクター「もらワンちゃん」などを活用し意識高揚を図ります。

また、本市のごみ排出量や再生利用率などの情報提供を行います。

1-2 環境学習・環境教育の推進

ごみの排出抑制、資源化の意識向上を図るため、リサイクルに関する説明や施設見学など環境学習等の活動拠点として高萩市リサイクルセンターを活用するとともに、市民一人ひとりが環境に関心を持ち、行動できるような広報やイベントでの展示などを含めた、環境学習・環境教育を推進します。

2 地域環境美化活動の推進

ごみのない、ごみが捨てにくいきれいなまちにするため、市民や市民団体と連携し、地域の清掃などの環境美化を実施し、意識の高揚を図ります。

また、地域や市民団体が行う環境美化活動について、情報の提供や広報により支援を行います。

3 不法投棄防止対策の推進

各地区の不法投棄防止監視員による巡回監視や不法投棄防止看板の設置等により、不法投棄の未然防止に努めるとともに、市民、事業者に対し所有する土地の適正管理について協力を求め、不法投棄されにくい環境づくりを進めていきます。

また、不法投棄が発生した際には県、警察等の関係機関と連携を図り適切な対応を行います。

4 災害廃棄物対策

地震や風水害等の災害により廃棄物が発生した場合、市の地域防災計画や国、県の処理方針に従い、迅速且つ適切に対処し、市民生活の早期復旧に努めます。

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状

1 生活排水処理の現状

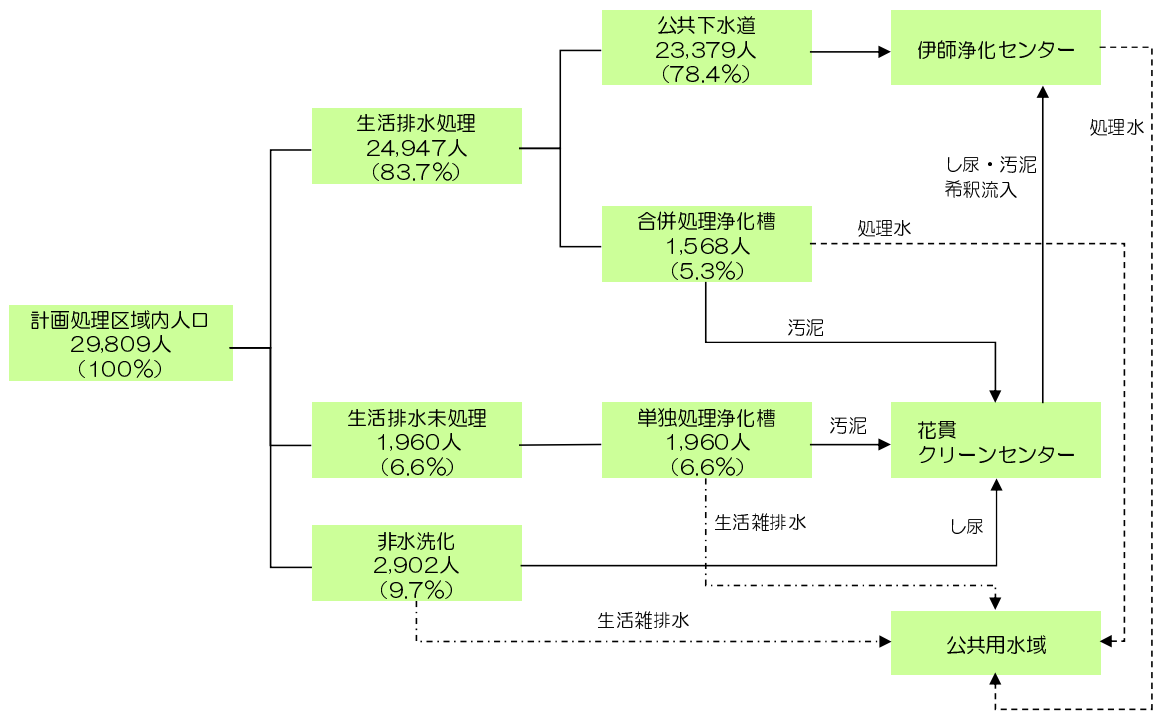
本市の生活排水の処理は、公共下水道と合併処理浄化槽で行っています。

公共下水道では、し尿及び生活雑排水は下水道管を經由し、浄化センターで処理し、処理水は、公共用水域へ放流します。

合併処理浄化槽は、個々の家などに設置し、し尿及び生活雑排水を処理し、単独処理浄化槽は、し尿を処理するものです。合併処理浄化槽の汚泥と単独処理浄化槽の汚泥、非水洗化からのし尿は、花貴クリーンセンターに貯留し、希釈しながら浄化センターに流入し、処理を行い、処理水は公共用水域へ放流します。

生活雑排水の処理を行っていない単独処理浄化槽及び非水洗化からの生活雑排水は、未処理のまま公共用水域に排水されます。

《 生活排水処理の状況：平成27年度 》



2 生活排水処理の実績

生活排水処理実績の推移については、水洗化・生活雑排水未処理人口は減少し、生活排水処理率及び水洗化率は増加しています。

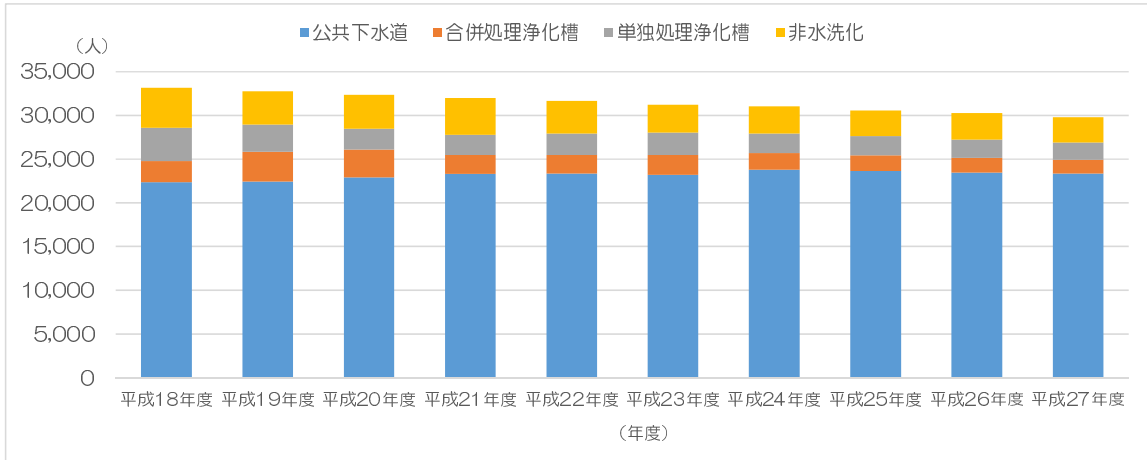
《 生活排水処理実績の推移 》

単位：人

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
計画処理区域内人口	33,165	32,743	32,347	31,999	31,675
水洗化・生活雑排水処理人口	24,796	25,855	26,094	25,456	25,470
公共下水道	22,362	22,442	22,898	23,309	23,336
コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽	2,434	3,413	3,196	2,147	2,134
水洗化・生活雑排水未処理人口	3,801	3,120	2,375	2,335	2,438
単独処理浄化槽	3,801	3,120	2,375	2,335	2,438
非水洗化人口	4,568	3,768	3,878	4,208	3,767
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
計画処理区域内人口	31,224	31,032	30,568	30,264	29,809
水洗化・生活雑排水処理人口	25,464	25,695	25,448	25,147	24,947
公共下水道	23,193	23,810	23,676	23,450	23,379
コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽	2,271	1,885	1,772	1,697	1,568
水洗化・生活雑排水未処理人口	2,553	2,252	2,165	2,065	1,960
単独処理浄化槽	2,553	2,252	2,165	2,065	1,960
非水洗化人口	3,207	3,085	2,955	3,052	2,902
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

* 平成 18 年度～平成 23 年度は、外国人を含まない人口

《 生活排水処理実績の推移 》



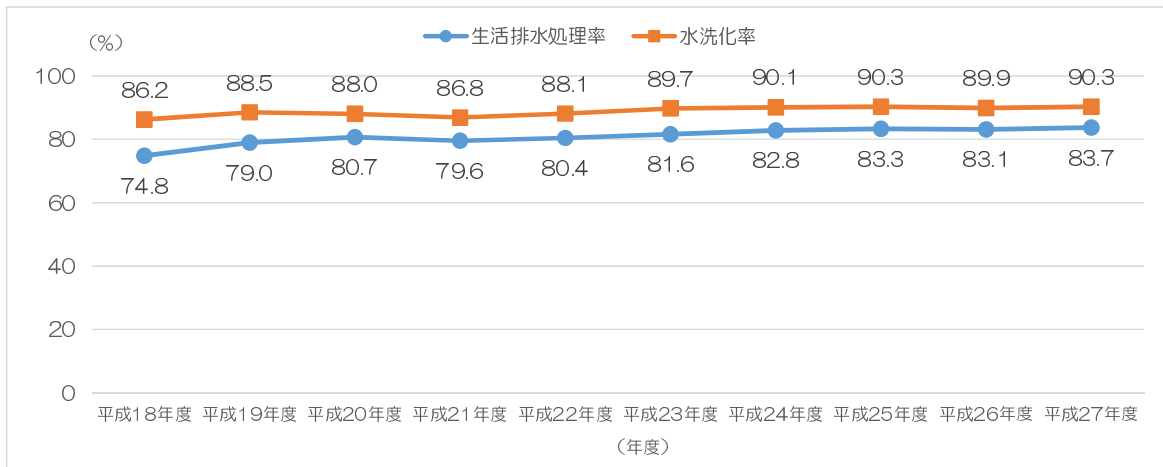
《 生活排水処理率、水洗化率の推移 》

単位：％

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
生活排水処理率	74.8	79.0	80.7	79.6	80.4
水洗化率	86.2	88.5	88.0	86.8	88.1
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
生活排水処理率	81.6	82.8	83.3	83.1	83.7
水洗化率	89.7	90.1	90.3	89.9	90.3

※ 生活排水処理率＝（水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口）×100

水洗化率＝（水洗化・生活雑排水処理人口＋水洗化・生活雑排水未処理人口）÷計画処理区域内人口）×100



3 生活排水処理施設の整備状況

3-1 公共下水道

本市の公共下水道は、日立・高萩広域下水道組合の日立・高萩広域下水道事業計画に基づき整備を行っています。その計画期間は、昭和54年度から平成32年度で全体の計画面積は、2,743.7ha（うち高萩市は 1,149.5ha）となっています。

水処理施設として伊師浄化センターが整備されています。

《 公共下水道普及状況 》

	行政人口 (人) A	処理区域面積 (ha)	処理区域人口 (人) B	水洗化 人口 (人) C	普及率 B/A	水洗化率 (%) C/B
平成23年度	31,388	951.3	26,554	23,354	84.6	87.9
平成24年度	31,032	976.7	27,025	23,810	87.1	88.1
平成25年度	30,568	1,033.8	26,874	23,676	87.9	88.1
平成26年度	30,264	1,079.6	26,862	23,450	88.8	87.3
平成27年度	29,809	1,090.5	26,565	23,379	89.1	88.0

《 伊師浄化センターの概要 》

住 所	日立市十王町大字伊師 2220 番地
日最大処理能力	42,400m ³ /日
処 理 方 式	標準活性汚泥法
放 流 先	小石川
計 画 流 入 水 質	BOD 140mg/L SS 140mg/L
計 画 処 理 水 質	BOD 15mg/L SS 30mg/L

3-2 合併処理浄化槽

本市では、公共下水道事業認可区域を除く市内全域で、合併処理浄化槽による生活排水処理を推進しています。単独処理浄化槽及び非水洗化（汲み取り便所）からの転換には、補助を行っています。

4 生活排水の処理主体

本市の生活排水の処理主体は、日立・高萩広域下水道組合と個人となっています。

《 生活排水の処理主体 》

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	日立・高萩広域下水道組合
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人
単独処理浄化槽	し尿	個人

第2節 し尿・汚泥処理の現状

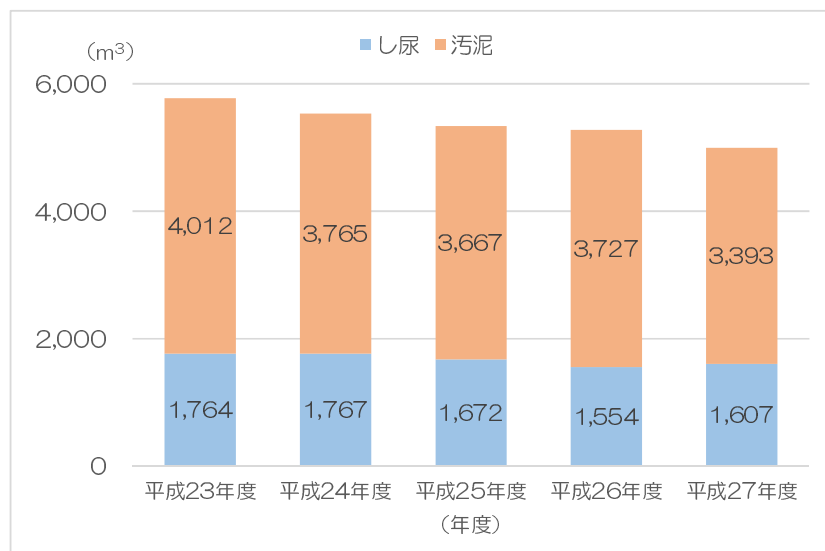
1 し尿・汚泥処理の現状

本市の合併処理浄化槽と単独処理浄化槽からの汚泥と、非水洗化世帯からのし尿の処理量は、減少傾向で推移しています。

《 し尿浄化槽汚泥処理量 》

単位：m³

	し尿	浄化槽汚泥
平成23年度	1,764	4,012
平成24年度	1,767	3,765
平成25年度	1,672	3,667
平成26年度	1,554	3,727
平成27年度	1,607	3,393



2 し尿・汚泥の収集運搬

本市のし尿、汚泥の収集運搬は、許可業者により実施しています。

3 し尿・汚泥処理施設の整備状況

本市のし尿、汚泥の処理は、花貫クリーンセンターで行っていました。

し尿、汚泥の処理が減少したことから、花貫クリーンセンターに搬入したし尿、汚泥を貯留し、希釈しながら下水道管を經由し、公共下水道の水処理施設である伊師浄化センターで処理を行っています。

第3節 水質保全に関する状況

本市を流下する大北川、関根川、関根前川、花貴川で水質調査を茨城県が実施しています。大北川（栄橋）、関根前川と花貴川（烏曽根橋）は、水質の環境基準がAA 類型に、関根川と花貴川（新花貴橋、稲村橋）はA 類型となっています。

水の汚れの指標となる生物化学的酸素要求量（BOD）の平成 18 年度から平成 27 年度の月毎の平均の値は、環境基準内となっています。

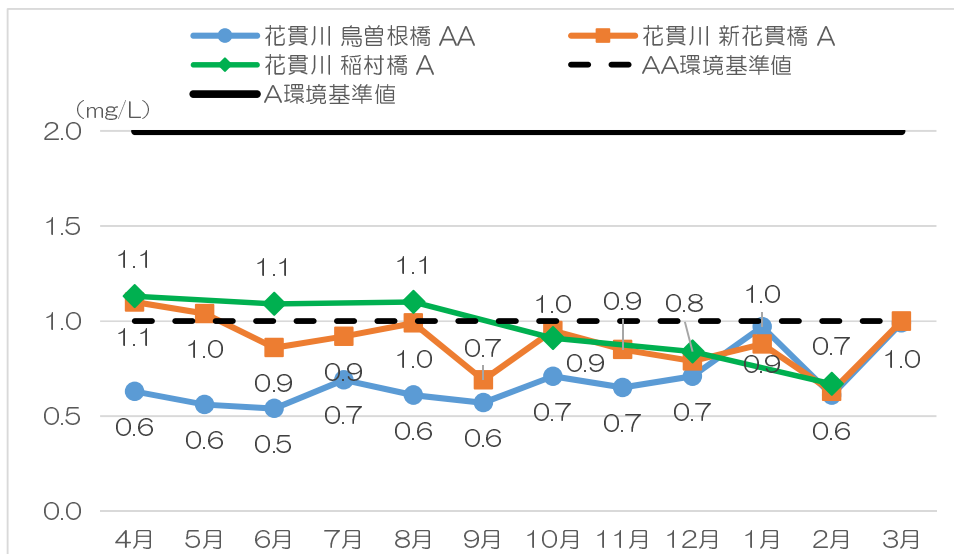
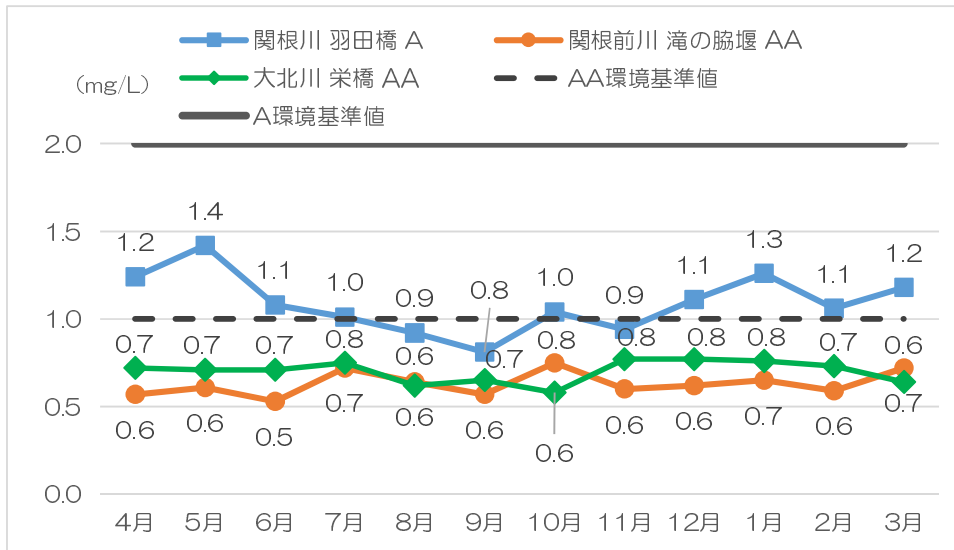
《 生物化学的酸素要求量（BOD）の月ごとの平均値 》

単位：mg/L

	大北川 栄橋	関根川 羽田橋	関根前川 滝の脇堰	花貴川 烏曽根橋	花貴川 新花貴橋	花貴川 稲村橋
環境基準 基準値	AA 1.0mg/L	A 2.0mg/L	AA 1.0mg/L	AA 1.0mg/L	A 2.0mg/L	A 2.0mg/L
4月	0.7	1.2	0.6	0.6	1.1	1.1
5月	0.7	1.4	0.6	0.6	1.0	—
6月	0.7	1.1	0.5	0.5	0.9	1.1
7月	0.8	1.0	0.7	0.7	0.9	—
8月	0.6	0.9	0.6	0.6	1.0	1.1
9月	0.7	0.8	0.6	0.6	0.7	—
10月	0.6	1.0	0.8	0.7	1.0	0.9
11月	0.8	0.9	0.6	0.7	0.9	—
12月	0.8	1.1	0.6	0.7	0.8	0.8
1月	0.8	1.3	0.7	1.0	0.9	—
2月	0.7	1.1	0.6	0.6	0.6	0.7
3月	0.6	1.2	0.7	1.0	1.0	—

出典：茨城県公共用水域水質等測定結果

《 生物化学的酸素要求量（BOD）の月ごとの平均値 》



第4節 生活排水処理の課題

本市の生活排水処理率は、年々上昇し、平成27年度で83.7%となっています。

平成27年度の茨城県の生活排水処理率は82.7%となっており、本市はそれを上回っています。水洗化・生活雑排水未処理及び非水洗化世帯の生活雑排水は、未処理のまま河川等の公共用水域に放流されています。本市の河川の水質は、環境基準を満足していますが、未処理の生活雑排水の流入が、水質の悪化につながる要因となります。

河川等の公共用水域の水質を維持し、生活環境の保全に向け、生活排水処理施設の整備、生活排水処理率の向上を目指していく必要があります。

第5節 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の理念

本市は、多賀山地の山々に源流をもつ清らかな河川が流れ、太平洋に流れ込んでいます。緑豊かな山と清らかな水の流れは、本市の原風景であり、私たちに安らぎを与えています。また、清らかな水の流れとその周辺では、地域固有の生物多様性の維持に欠かせない場所となっています。

河川の水質汚濁は、そこに暮らす生き物だけではなく、私たちの日常生活での安らぎの場を失うこととなります。

本市では、河川や水路の良好な水環境を確保するため、公共下水道をはじめとする生活排水処理施設の整備を計画的に推進するとともに、生活排水処理の重要性についての普及啓発により処理率の向上を目指します。

2 生活排水処理の基本方針

生活排水による河川や水路の水質汚濁を防止し、快適な生活環境の保全に向け、基本方針は次のとおりとします。

基本方針1 公共下水道による処理の推進

公共下水道供用開始区域内での接続率向上を目指し、未接続家庭等に向け、普及啓発を行います。

基本方針2 公共下水道区域外での生活排水処理の推進

公共下水道区域外では、合併処理浄化槽による生活排水処理を進めるため、水洗化・生活雑排水未処理及び非水洗化家庭等に向け、普及啓発を行います。

3 処理の目標

生活排水処理の基本方針に基づき、公共下水道の整備、接続の推進、合併処理浄化槽の設置を推進し、生活排水処理率の向上を目指します。

計画の目標年度である平成 38 年度には、生活排水処理率 95%を目指します。

《 生活排水処理の目標 》

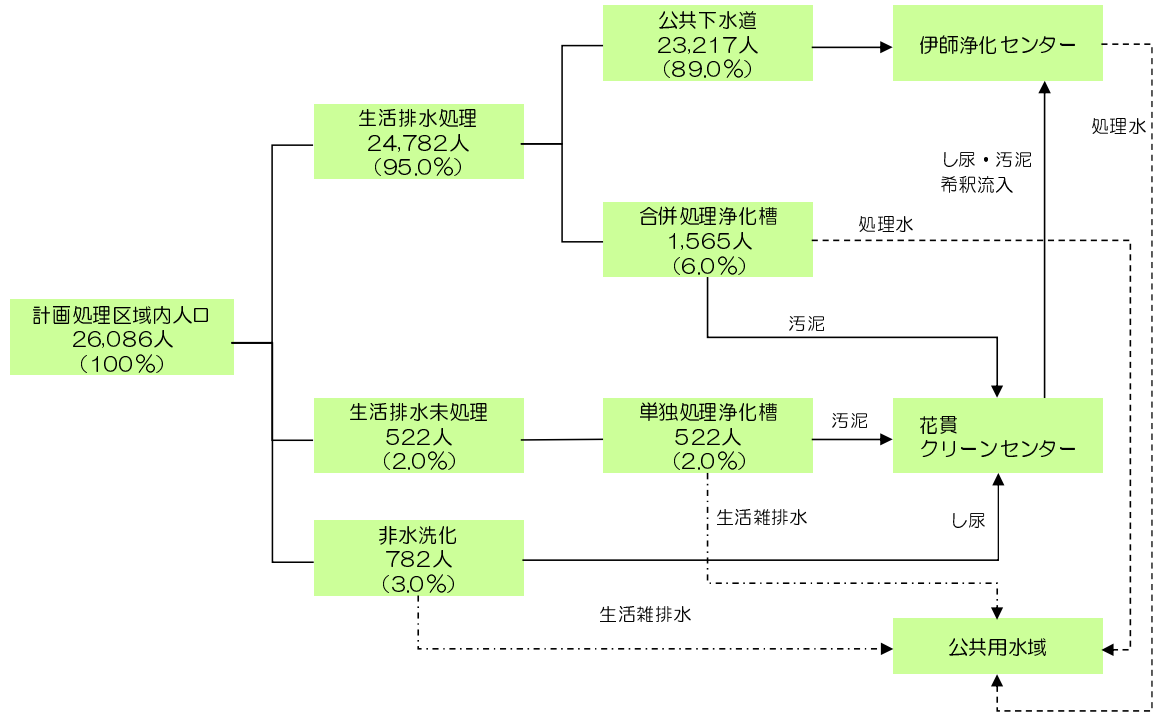
	平成 27 年度 (基準年度)	平成 38 年度 (目標年度)
生活排水処理率	83.7%	95%

《 生活排水処理形態別目標の内訳 》

単位：人

	平成 27 年度 (基準年度)	平成 38 年度 (目標年度)
計画処理区域内人口	29,809	26,086
水洗化・生活雑排水処理人口	24,947	24,782
公共下水道	23,379	23,217
農業集落排水施設	0	0
コミュニティ・プラント	0	0
合併処理浄化槽	1,568	1,565
水洗化・生活雑排水未処理人口	1,960	522
単独処理浄化槽	1,960	522
非水洗化人口	2,902	782
計画処理区域外人口	0	0

《 生活排水処理の目標：平成 38 年度 》



1 公共下水道

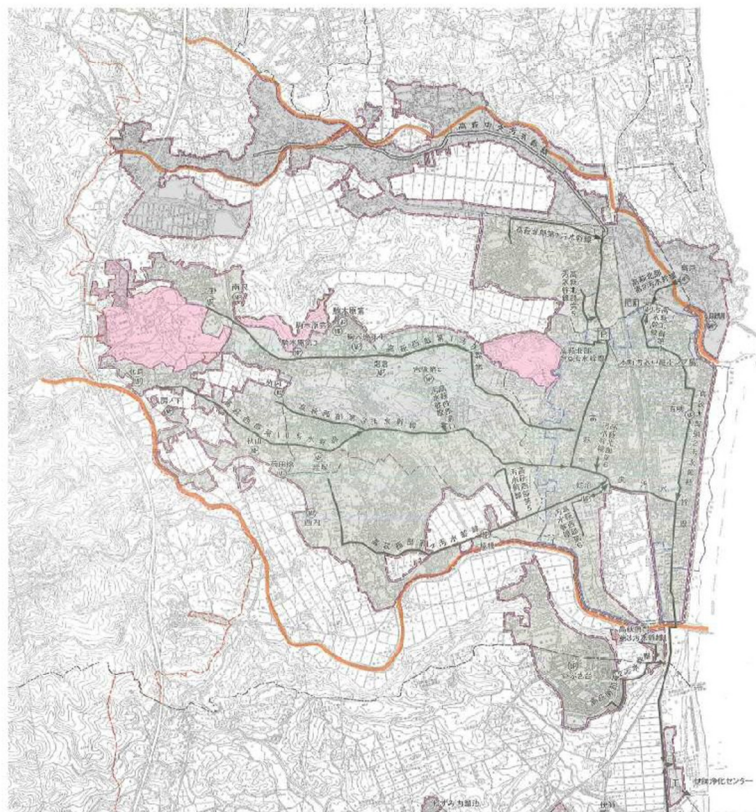
本市の公共下水道は、日立・高萩広域下水道組合の日立・高萩広域下水道事業計画に基づき整備し、平成32年度で完了を予定しています。

全体計画面積は、本市内1,149.5haとなっています。

公共下水道の供用区域内では、接続率の向上を図るため、供用開始区域内の住宅や事業所等に個別訪問や文書等により下水道への接続を啓発します。

また、下水道への接続に関する融資制度の活用を促進します。

《 公共下水道計画図 》



出典：日立・高萩広域下水道組合

2 合併処理浄化槽

公共下水道区域外では、単独処理浄化槽及び非水洗化（汲み取り便所）を設置している住宅や事業所等の合併処理浄化槽への転換を補助制度の活用を含め、広報等により促進します。

合併処理浄化槽は、定期的な保守点検、清掃及び検査の実施などの維持管理が必要です。浄化槽の機能を確保し、良好な処理水質を維持するため、設置者に対し適正な維持管理の啓発を図ります。

1 収集運搬計画

本市で発生するし尿及び浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に処理を行うことはもとより、収集量に見合った収集体制の効率化・円滑化を図り、施設への搬入量の変動を抑えるため、計画的な収集を行います。

1-1 収集の対象範囲

本市全域から発生するし尿及び浄化槽汚泥とします。

1-2 収集運搬の方法

● 収集運搬の実施主体

し尿・汚泥の収集運搬は、現行どおり許可業者により収集運搬し、花貫クリーンセンターに搬入します。今後、収集量の変動に応じ、その対応について検討していきます。

● 収集運搬方法及び頻度

し尿・汚泥の収集運搬は、許可車両として指定されたバキューム車による方法とし、定期的に行うものとします。

● 中間処理計画

本市のし尿・汚泥の処理は、今後も伊師浄化センターで実施していきます。

合併処理浄化槽の普及に伴い、し尿は減少し、浄化槽汚泥が増加していくことが想定されます。

今後も安定した処理水質の確保に向け、適正な施設の維持管理を行います。

第8節 広報・啓発活動

本市の河川や水路等の良好な水質の確保に向け、生活排水の適正な処理が重要な課題となっています。

生活排水が本市の河川や水路等の水質汚濁の要因となっていることを認識していくことが必要です。

そのため、市民や事業者に向け広報や啓発を行います。

1 生活排水処理施設の利用促進

- ◆ 公共下水道供用開始区域内では、住宅や事業所に対し、生活排水処理の重要性を個別訪問による文書の配布、広報やホームページ等を活用し説明するとともに、下水道の接続に関する融資制度の周知を図り、接続率の向上を目指します。
- ◆ 生活排水処理の重要性を、広報やホームページ等を活用し説明するとともに、単独処理浄化槽や非水洗化（汲み取り便所）から転換する際の補助制度の周知を図り、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- ◆ 合併処理浄化槽からの良好な処理水質を確保するためには、定期的な保守点検、清掃及び検査の実施などの維持管理が必要です。
合併処理浄化槽の管理は個人のため、適切な維持管理について広報やホームページ等を活用し周知を図り、良好な処理水質の確保を促進します。

2 生活排水処理対策への意識啓発

- ◆ 本市の河川や水路等の水質調査結果と、水質汚濁の要因の一つが生活排水であることを、広報やホームページ等活用し広く公表し、生活排水処理対策への意識向上を図ります。
- ◆ イベント等で市内の水環境に関する情報の提供を行い、市内の河川や水路等への意識向上を図ります。

3 家庭や事業所でできる生活排水対策

- ◆ 台所の排水に、食物残さ等の混入を防ぐため、三角コーナーや排水口には目の細かい水切り袋を用います。
- ◆ 廃食用油は、排水口から流さないようにします。
- ◆ 洗濯用洗剤やシャンプー、リンスなどは、適切な量を使用します。
- ◆ 節水に努め、排水を減らします。

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1 庁内の推進体制

本計画を総合的かつ計画的に推進するため、庁内の横断的組織として、関係課からなる組織を設置します。計画の施策や事業の総合調整を行うとともに、計画の進捗状況や目標の達成状況を把握し、点検・評価を行います。

2 ごみ減量化委員会（仮称）

本市における廃棄物処理のあり方や廃棄物の減量及びリサイクル推進の方策に大幅な変更が生じる場合には、ごみ問題に関する有識者や実際にごみを出す地域の代表者等により組織する「ごみ減量化委員会（仮称）」を設置し、市の施策について広く意見を聞いていきます。

第2節 計画の進行管理

1 計画の周知

ごみの排出抑制、再使用、再生利用を推進し、本計画の目標を達成していくためには、市民、事業者、市が協働で取り組んでいくことが必要です。そのため、本計画を広報やホームページなどで広く公開し、積極的な周知に努めます。

また、本計画の進捗やごみ処理状況などの情報を公開します。

2 実施計画等の策定

本計画に掲げる目標の達成に向け、計画の方針や施策をより具体化した一般廃棄物処理実施計画を策定します。また、資源ごみの分別収集については、分別収集計画を策定します。

3 目標の進捗管理

毎年度、数値目標の指標について実績評価を行い、施策の改善を図ります。

4 本計画の改訂

中間年である平成 33 年度（2021 年度）又は社会情勢に大きな変動が生じた場合など、必要に応じ見直します。

用語解説

あ 行

一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物であると定義されています。家庭から排出されるごみやし尿、オフィスから排出される紙くず等が一般廃棄物となります。

エコショップ制度

茨城県及び各市町村では、環境にやさしい商品の販売やごみ減量化・リサイクル活動に積極的に取り組んでいる百貨店、大規模小売店舗、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなどの小売店舗を「エコ・ショップ」として認定しています。

か 行

合併処理浄化槽

し尿（トイレ汚水）と生活雑排水（台所や風呂等）を併せて処理することができる浄化槽をいいます。

家電リサイクル法

正式には「特定家庭用機器再商品化法」で、エアコン、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引き取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたものです。

グリーン購入法

正式には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」で、国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指し、国や地方公共団体、事業者や国民の責務を定めています。

建設リサイクル法

正式には「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」で、一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度等を設けています。

公共下水道

地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものをいいます。

小型家電リサイクル法

正式には「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」で、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等に含まれるアルミ、貴金属、レアメタル等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例について定めた法律です。

さ 行

サーマルリサイクル

廃棄物から熱エネルギーを回収し、焼却施設や近隣施設の冷暖房や温水施設、農業などの熱源として利用する方法や技術のことをいいます。

最終処分場

廃棄物は、再使用または再資源化される以外は、埋め立てにより最終処分されます。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び「一般廃棄物最終処分場」（「管理型最終処分場」と同様の構造）とに分類されます。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック等、法で定められている 20 種類の廃棄物をいいます。

資源有効利用促進法

正式には「資源の有効な利用の促進に関する法律」で、事業者による製品の回収・リサイクルの実施等リサイクル対策を強化し、製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制(リデュース)対策や、回収した製品からの部品等の再使用(リユース)対策を新たに講じるとともに、産業廃棄物対策としても副産物のリデュース、リサイクルを促進することにより、循環型経済システムの構築を目的としています。10 業種・69 品目を対象業種・対象製品として設定しています。

循環型社会

有限である資源を効率よく使うとともに、可能な限り再生産し、資源が輪のように循環する社会の考え方です。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定、その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項等を規定した法律です。

自動車リサイクル法

正式には「使用済自動車の再資源化等に関する法律」で、自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律です。自動車製造業者・輸入業者に、自らが製造・輸入した自動車を使用済みになった場合に生じるシュレッダーダスト(破碎された後の最終残渣)等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用はリサイクル料金(再資源化預託金等)として自動車の所有者が原則新車販売時に負担する制度です。

食品リサイクル法

正式には「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」で、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量に関する基本的事項を定めるとともに、登録再生利用事業者制度等の食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物の発生抑制を図ること等を目的としています。

水平リサイクル

品質の劣化を伴わず、同じものに再生するリサイクルのことです。

生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物を微生物が分解した際に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多いほど高い数値を示します。

た 行

単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽で、台所や風呂などの生活雑排水の処理ができないため、公共用水域の水質汚濁の要因になるとして、新たな設置は認められず、既設についても合併処理浄化槽への転換がすすめられています。

中間処理（施設）

収集したごみの焼却、不燃ごみの破碎、選別等により、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋め立て後も環境に悪影響を与えないように処理することで、さらに、鉄やアルミ、ガラス等再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もあります。中間処理を行う施設を中間処理施設といいます。

特別管理一般廃棄物

一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性がある等人の健康または生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有するもので、他の廃棄物と区別して収集運搬や、特定の方法による処理を義務付ける等、特別な基準が適用されます。PCB 使用製品、ばいじん、燃え殻、汚泥、感染性一般廃棄物等があります。

な 行

生ごみ処理機器

家庭から出る生ごみを減量化する装置をいいます。電動式の生ごみ処理機には、温風で乾燥する熱処理式と微生物の働きによって生ごみを分解するバイオ式、送風乾燥後にバイオ処理するハイブリッド式があります。

は 行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

略称で廃棄物処理法といわれ、廃棄物の発生を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理することを目的とした法律です。廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理計画の策定等が定められています。

や 行

容器包装リサイクル法

正式には「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」で、一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたものです。

ら 行

リサイクル (Recycle)

廃棄物を再生利用することで、廃棄物等を原材料とする再生利用、焼却して熱を回収するサーマルリサイクル等があります。

リデュース (Reduce)

廃棄物の発生を抑制することで、ムダなものは買わず、ものを大切に使うことによりごみの発生を抑制します。

リユース (Reuse)

物を繰り返し使うことで、一時使用して不要になったものを、そのままの形でもう一度使うことをいいます。

レアメタル

非鉄金属の中で流通量が少ない、希少な金属の総称です。希少な理由としては、採掘や精錬のコストが高いなどがあげられます。先端産業に不可欠な材料で廃棄物からの抽出によるリサイクルも進んでいます。

高萩市一般廃棄物処理基本計画

平成29年3月発行

発行：高萩市

編集：高萩市 市民生活部 環境衛生課

〒318-8511 茨城県高萩市本町1丁目100番地1

TEL 0293-23-2111

市ホームページ <http://www.city.takahagi.ibaragi.jp>